

曹洞宗の「宗報」における

仏骨奉迎の記事について

川口 高風

明治仏教界において空前絶後の盛況で、大ニュースでもあった仏骨奉迎は、明治三十三年五月に暹羅国へ奉迎使及び随行員を派遣して奉迎されたものである。その報告書が政治家やジャーナリスト、海外事業家などによって刊行されているが、仏教界側では莫大な費用がかかり、奉迎の中心的人物が中傷誹謗されたり、負債償却の責任をとったり、罷免されて投獄されたり悲惨な結末であった。そのため後世では特にとりあげられることなく、奉迎の副使や随行員らの報告書をみると、失敗であったとか事件であったとか、贅沢三昧の奉迎であったとか良いことは述べられていない。

そこで、当時の各宗の事情や意見などをながめ、各宗のといった対応を明らかにするため、各宗の機関誌から関連記事を取り出して考察してみたい。本稿では曹洞宗の「宗報」からみてみよう。

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

「宗報」には明治三十三年五月の仏骨奉迎から大菩提会の創立について、翌三十四年は仏骨の拝瞻会や大菩提会発会式について、三十五年には暹羅皇帝よりの催促による覚王殿の建設地問題、三十六年には覚王殿の敷地決定や日暹寺建立許可について、大正二年には、曹洞宗よりの奉安塔建築に対する寄付金などが報告されている。

凡例

- 一、本稿は、明治三十三年五月一日発行の第八十一号より大正二年十二月十五日発行の第四〇八号までの「宗報」に掲載されている仏骨奉迎関係の記事を採録した。
- 一、翻刻にあたり仮名使いは原文のままとし、旧漢字は新漢字に、変体仮名はすべて平仮名に改め句読点を付した。なお、明らかな誤植は訂正した。

仏骨歡迎の協議会〔明治33年5月1日 第八十一号〕

現任暹羅公使稲垣万次郎氏の斡旋に依り、暹羅皇室に秘蔵せらるゝ釈迦牟尼仏の遺骨を分ちて、我国仏教徒に送附するの運に至りしかば、仏教各宗にては大概仏骨を歓迎する事に決し、先頃京都妙心寺境内の龍泉庵に於て、第二回の各宗委員会を開きしに、出席者は天台、真言、浄土、真宗、時宗、律宗、黄檗、臨済の八宗十八派の委員にして歓迎委員派遣の件、同経費の件、暹羅皇帝へ献品の件等に付協議し、結局調査委員三名を選び附托するに決し、委員を選挙せしに本派本願寺の神根善雄、大谷派本願寺の土屋觀山、臨済宗建仁寺の瑞岳惟陶の三氏当撰したるが、猶ほ第三回を開きて決定する由にて、暹羅国に渡航すべき仏骨歡迎總代には、大谷派新法主大谷光演師を推撰する筈なりといふ。

仏骨分与に関する稲垣氏の手簡〔明治33年5月1日 第八十一号〕

仏骨分与に關して、稲垣公使は曩に左の書簡を各宗管長に送付せられたり。

各位倍々御清適為邦家奉大賀候

小生熟ら世界宗教界の大勢を察するに、仏回基所謂世界三大宗教中に就て、仏教は前後両印度より支那、日本に亘りて、尚數億万の信徒を擁す。若し、夫れ一朝好機の乗すべきあり。是等南北両仏教の一致を計り、數億万の信徒凝つて一塊石の如くならば、其勢力や真に計るべからざるものあり。仏教是に至て世界に雄飛し得べく、仏教如斯にして二十世紀文化の上に一大光明を發輝すべ

し仏教徒の天職、亦実に之に存すると信候。誠に之を小にしては、日本仏教徒を打つて一丸となし、大にしては世界仏教徒の一致を計り、茲に仏界の一新時期を画し、暗中の大飛躍を試むる事、今日仏教界の急務にして、諸氏等先達の責任亦是にあることと信候。

而して小生は、今諸氏と共に仏教一新の好機到来したるを祝せんと欲するものに御座候。夫は諸氏も御承知の如く、昨春英領印度政府は同国ピルラハラに於て、ペツペ氏の発見したる釈尊の遺骨及遺灰其他の遺物（遺物発見の記事、別紙御参照相成度候）をば、仏教国唯一の独立国たる当国王陛下に贈呈し、当国王陛下亦空前の盛式を以て是を迎へ給ひしが、陛下には右聖物を各仏教国に頒ち、錫倫島及緬甸の両地より委員を派遣し盛大なる儀式を以て、各々聖物の頒を得申候。然るに這回当国王陛下亦右聖物の一部を我国仏教界に贈るの聖旨あり。小生の指して以て仏界一新の好機となすは、即ち此事に御座候。

抑も聖遺聖物なるもの如何に教徒の熱心を昂かめ渴仰を加ふるかは、今更々々を要せざる処に御座候。彼の露国莫斯科府の「カセドラル、オフ、アツサンプシヨン」に於ける黄金龕中基督磔刑の古釘が、常に巡拝の善男善女をして随喜の涙を墮さしむるが如き、或はクリミヤの大戦亦其遠因を聖地ゼルサレムの事に発し、或は独帝ゼルサレムに巡拝し給ひしが如き、所謂聖地聖物なるもの、如何に欧米基督教国の民に渴仰せられつゝあるかを推知するに難からず候。

今回の事実には、仏教界空前の盛事たり。諸氏宜しく此好機に乗じて、南北仏教の一致を計り以て世界仏教徒の情眼に鞭ち、仏界一振の盛挙に出でられんこと熱望に不堪候。

当国王陛下が我国仏教界に対し、聖物御贈与の聖旨に出でられたること、既に当国外務大臣より通知有之。且つ我邦よりの派遣委員に対しましては、謁見等の御厚待をも賜はるべき旨、是れ亦外務大臣の通知に接し申候。但し、陛下の聖旨特に之を或る一宗派に贈るにあらずして、我邦仏教全体に賜ふものに御座候。

右の次第に候得者、我邦仏教各派の中より可成高德博学にして英語を能くする人数名を委員に御撰ひ相成、至急御派遣相成度候

敬具

明治三十三年二月 日

在暹羅国盤谷府日本帝国公使館

稲垣満次郎

曹洞宗管長畔上棟仙殿

聖物発見の由来

釈尊降誕の地カピラヴツを距る数哩ピラハワに、地主ベツペ氏なるものあり。数年前、適々自己の地面内に一個の古墳あるを見て、若し之を発掘せば、何等か仏史に光明を与ふべき発見あらんことを想ひ、其後工夫を督して之か発掘に従事せしが、ベツペ氏の熱心遂に空しからず。地下二十呎にして、仏教史に一新時期を画すべき一大発見を為すに至り。又其発掘せし品々は(一)石櫃

一個(二)水晶及蠟石瓶二個中一個は記録あり(三)遺骨及遺灰(四)塗灰及木皿の破片(五)寶石其他裝飾物の多量等にして、ベツペ氏は直ちに之をバスチの収税官ラマサンカー氏に報し、且つ添ふるに蠟石瓶の銘文を以てせり。サンカー氏、ベツペ氏の書を領するや、氏は更に之を熱心なる仏教学者博士ホエイ氏に致し、其研究を依頼せり。而して博士研究の結果、遂に上記の遺物は釈尊火葬の後、其兄弟サカヤスの保存したるものなることを明かにせり。

以上は聖物発見の小歴史にして、其詳細に至ては昨年二月十七日発兌 Pioneer に、博士ホエイ氏の論文あり。又ロイヤルアヂアチック、ソサイチーの報告書にベツペ氏の聖物発見に関する記事あり。就て見らるべし。

各宗委員会の概況(明治33年5月1日 第八十二号)

仏教各宗委員会は去月十九日、京都に於て開かれたるが、今その通信を得たれば左に掲ぐ。

『仏骨奉迎各宗委員会』曩に稲垣公使より仏骨奉迎委員派遣に関する照会ありしに依り、予て宗教法案運動委員中天台の蘭光轍、大谷派の和田円什、妙心寺の前田誠節、浄土宗西山派の青井俊法、仏光寺派の有馬憲文の諸氏発企者となり、奉迎の件に関する二三ヶ条の協議案を草して、単に仏骨奉迎の件のみを妙心寺龍泉庵に於て議せんこととなりしに、本件に付ては浄土、日蓮、曹洞よりの冀望もあり。旁々有馬憲文氏交渉委員として東上の結果、

曹洞宗より弘津説三、日蓮宗より田村豊亮、浄土宗より土川善教、各其宗を代表し有馬氏と、もに京都に至り、去十九日午前八時より妙心寺に於て、弥々本会議を開けり。会する者廿九名、議長は妙心寺の前田誠節氏にて十一時三十分一同議席に着き、第一に仏骨を奉迎するや否やを議せしに、満場一致奉迎に賛同し、夫より協議案第一号帝国仏教各派は仏骨奉迎委員として、各宗派より正使一名、副使二名を差遣せんとするの条を議せしめしに、真言宗委員小林栄運氏緊急動議ありて一時議場騒然たりし時、恰も正午となりたれば、議長は休憩を命じたり。中食後協議会を開き午後一時開会に際し、小林栄運氏が緊急動議は自ら之を撤回したり。偕て奉迎の一事となり奉迎使に付、本派本願寺は正副の別を要せず。単に奉迎委員とし定員を設けて各宗派より互選せんと云ひ、大谷派は原案の如く正副説を執り、何れにも賛成あり。定員に付ても或は七名、又は五名、甚しきは各宗派より一名宛を出さんと云ひしもありて容易に纏まらず。幾度か協議会を開きたる末、午後四時に到りて曹洞宗委員弘津説三氏の提出せし奉迎委員は浄土、臨濟、曹洞、真言、日蓮、両本願寺の七宗派より各一名を出し、其の中に於て便宜上正使なり副使なり委員長なりと称するは差支なし。斯の如きは自然の順次に任じ、最初より正使副使として選むは、各宗派の感情を害するなきにあらずとの説賛成多く、此に於て原案の正副説と正副を置かざる説との三案に依り、先づ弘津説に決を採りしに多数にて之に決し、不日七宗派に於て委員を定む可く其経費及奉迎事務所の設置、帝国仏教会組織を翌

廿日に決することしたり。

『仏骨奉迎各宗派委員会結了』 妙心寺に於ける各宗派仏骨奉迎委員会、十九日の模様は別報の通りなるが、翌二十日午後五時に至り、左の如く議了したりと云ふ。右に就き、其翌二十一日より大仏妙法院内に奉迎事務所を設置し、奉迎使選挙は同日より五日以内に其宗派に選挙し、奉迎事務所へ届出ること、為し、尚ほ検査員の外、特別協議案に対する皇太子御慶事献品委員五名を撰挙せしに、左の諸氏当選したり。

妙心寺派稲葉元厚、大谷派土屋観山、真言宗小林栄運、本願寺派名和淵海、時宗河野良心

而して妙法院内仏骨奉迎事務所に五名の事務員を当分置くこととし、此の五名を選挙せしに、右皇太子御慶事献品委員に重ねて依托することとし、是れにて今回の仏骨奉迎各宗派協議会を全く議了せりと。

◎ 积尊御遺形奉迎協議案（決議案）

第一項 帝国仏教各宗派は奉迎使七員を選挙し、暹羅国に派遣せしむる事

但、宗派は真言、臨濟、曹洞、浄土、日蓮、本願寺派、大谷派の七宗より各一員を選出し、出発日時は奉迎使協議の上之を定む

第二項 奉迎使は互選を定て、正使一員を置くことを得。

第三項 各宗派は暹羅国王陛下、同国外務大臣、稲垣公使に宛、管長連署の書面を寄贈し、兼て奉迎使に関する信任状を

呈すべき事

第四項 各宗派は暹羅王室及其他に物品を贈呈する事

但、物品の価格は合て一千円を程度とす。物品の撰択は奉迎使の協定に一任すべし

第五項 各宗派は宗派毎に奉迎員一員を選定し、奉迎に関する事件を取扱はしむべき事

但、選定の姓名住所は本日より五日以内に通知せられたし

第六項 釈尊御遺形仮奉置所及奉迎事務所を設置する事

但、京都市下京区妙法院前町妙法院とす

第七項 奉迎事務所に関する費用は奉迎委員に於て之を議定すべき事、前項の費用は一時借入金を以て之を支弁し、償却方は別途に之を定むべし

第八項 奉迎使派遣の費用予算を定ること左の如し

一金一、万円奉迎使派遣費、内金千円奉呈物品購入費、同七千円奉迎使往復費、同二千円奉迎使予備費、以上費目は奉迎使に推選せられたる宗派にて之を協議し、一時立替ふべし

第九項 御遺形仏事式典は大略左の如し。其法要の施行方法は奉迎委員に於て之を協定すべき事

一、上陸会長崎に於て之を行ふ、一、奉迎会京都に於て之を行ふ、一、仮安置会同上、一、拝迎会沿道各所に於て之を行ふ、一、拝随会仮安置の後、期日を定め之を行ふ

第十項 奉迎委員は御遺形奉安に付、左記各項の事業計画を為し、宗派会議に提出し決定すべき事、

一、塔廟建設の件、一、同上建設地選定の件、一、右費用に關する件

第十一項 奉迎使に推選したる各宗派に対しては、当会より代表者を以て之れが請願を為すべき事。

○特別協議案（決議）

釈尊御遺形を奉迎し、及之を奉安し、日本仏教者に於て永遠護持し奉らんが為め、帝國仏教会を設立すべきこと同会組織方法等は、之を各宗派管長會議に提出議決を求むべし。

仏骨奉迎使（明治33年5月15日 第八十二号）

仏骨奉迎に付、各宗より委員を撰出し、暹羅國へ派遣することなるが、本宗より可睡齋日置黙仙師を委員に撰任せられ、京都に於ける奉迎事務所員は有澤香菴に任ぜられたり。因に記す。右奉迎員の出発期は未定なりと。

報告第一号（明治33年5月15日 第八十二号附録）

全国末派寺院

教主釈迦牟尼世尊御降誕ノ靈蹟カピラヴツヲ距ル數哩ピブラハワニ於テ、ベツペト称スル人アリ。自己所有ノ地面ニアル古墳ヲ發掘シテ、教主釈迦牟尼世尊ノ御遺骨及御遺灰トヲ得タルニ付、英領印度政府ヨリ之ヲ暹羅國王陛下ニ贈与セシニ、同陛下ハ今般右御遺骨等ヲ我國仏教各宗派ニ分贈スベキ旨、暹羅國駐劄公使稲垣滿次郎氏ニ宣命セラレ、同公使ハ之ヲ我國仏教各宗派管長諸師ニ

通知シ、併セテ奉迎使ヲ暹羅国ニ派遣スヘキ旨慫慂セラレタリ。
依テ各宗派協議シ奉迎スルコトニ決定シ、尚ホ本宗ハ他ノ真言淨
土臨濟真宗等ト各宗派代表奉迎使撰出派遣ノ任ニ当レリ。
右報告ス

仏骨奉迎使紀事〔明治33年6月1日 第八十三号〕

○枳穀邸の別筵 五月十九日、東本願寺両法主は、仏骨奉迎使并
に同事務所委員及び妙法院門跡村田大僧正等を招きて送別の宴を
張る。此日、曹洞宗奉迎使日置黙仙師は、随行員を伴ふて会場な
る東本願寺別業即ち枳穀邸に至り、先づ来賓諸師と共に邸園を散
歩せらる。該邸園は奇を尽し、勝を極めて水石の美、夙に世人の
耳にする所なり。園は涉成園と号し十三境の勝あり。曰く印月
池、隻梅簷、嗽枕居、臥龍堂、侵雪橋、五松塙、縮遠亭、回掉
廊、紫藤岸、丹楓溪、傍花閣、瀉翠軒、偶仙樓是れなり。かくし
て丹頂の鶴と伍し、水上の鳧のがもと其心を同して仙境に徜徉し、予
定の時間に至るや楽隊先づ勇壯の調と嚙唳のうらの声を以て一行を壯ん
にするの曲を奏して宴を開き、両法主より惘なげろに挨拶あり。そ
れより能舞を演じて余興を添へたり。時に光瑩上人日置師を送る
の詩を賦せられ、村田僧正も亦三絶を作られたり。並に下項に出
す。

此間、主客各歡を尽くし、能舞三番にして楽隊を以て宴を終り、
光演上人万歳、奉迎使万歳を三唱して散会せり。因に記す。前十
八日午前十時より妙法院事務所に於て、奉迎使一行の爲めに送別

の宴を開き席上、村田事務総理の送別の辞あり。前田副使の答辞
ありて午後一時散会せし由。

○奉迎使の出発 兼て京都妙法院内奉迎事務所に於て打合せ居ら
れたる各宗協議委員には、去月十八日一行を請して送別の祝宴を
開かる等準備に怠りなかりしが、真宗大派大谷光演、正使臨濟宗
前田誠節、本派藤島了穩、本宗日置黙仙の奉迎師、大派随行長南
條文雄、随行石川馨以下数名、本宗随行忽滑谷快天の諸氏には
謝々。去る廿二日正午零時二十分、七条停車場へ参集せられ、国
旗仏旗を交叉して場の内外に整列したる各宗派本山惣代并に奉迎
事務所委員附近各宗寺院各宗学校生徒各宗檀信徒数千名の祝送者
に応答せられつ、徐おもろに乗車せられ、午後一時二十四分同停車
場を出発致されたり。同二時四十二分進んで大坂梅田停車場に至
れば、同市附近各宗派寺院并に檀信徒無慮五百余名祝灯流幡を翻
して祝送の意を表せらる。而して三時五十分神戸停車場へ到着、
諏訪山常盤へ投宿致されたり。翌二十三日京都大坂等より随行見
送りせられたる各宗派本山総代事務員有志寺院檀信徒総代に告別
せられ、各地方よりの祝電謝状并に兵庫県下各宗寺院及び檀信徒
宗学校生徒数百名の奉送祝意を受けられつ、午前十一時、汽船
博多丸に乗り込み汽笛一声未曾有の莊途に出発致されたり。因に
記す奉迎帰朝の期限は二ヶ月間の予定にて、御遺形仮安置の儀は
臨時妙法院宸殿と決定到せりと云ふ。

○贈呈品 奉迎使が這回各宗三十三派の管長を代表し、暹羅国王
並に国務大臣及大僧正等へ贈呈する物品は左の如し。

暹羅國王へ献上

金地芝山入花立 一對 (白斜子袋に入れ、茶色紐口結び桐箱に納れ之を復柢櫃の函に入る)

平国蒔絵巻煙草函 一個 (白縮緬帛紗に包み黒柿の函に納め之を復柢櫃の函に入る)

真美大観 甲乙二冊 (紙本絹表紙上等桐文庫に納め之を又柢櫃の函に入る)

大臣、僧正、公使へ贈品

七宝藤模様花立 一對

七宝古代模様花立 一對

古銅象篋花立 一對

古金欄廿五条袈裟 一肩

右袈裟包縮緬紅白昼夜仕立函島桐外函共

真美大観並製 五部甲乙十冊

物品献上瑩雲脚 四台

○送序及留送の詩

送各宗諸師之暹羅國奉迎積尊靈骨序

村田寂順

暹羅國駐在全使稻垣君。以状。牒吾國仏教各宗管長。曰客年二月印度人別氏癸迦毘羅城附近古墳。得遺骨殉寶及壙銘。以古文記之。仏教博士保氏考証其事。以為積尊茶毘後其遺裔之所築古墳。英国印度政府乃分其靈骨殉寶於本國及暹羅國。暹王陛下。虔礼甚厚。領之緬甸及錫倫島。又以吾帝國仏法尤盛。將貽其一分於吾國仏教各宗。使外務大臣伝旨於我。是無前之盛事。蓋仏法興隆之兆也。其宜協各宗之力以奉迎之於是。各宗相謀設委

員。推予總理其事。乃簡各宗。派諸師。以奉迎之。癸有期。相共設齋以饒之。余乃告之曰吾本師釈迦文仏之聖德遐固無論耳。仏法東漸上下帰依。名僧高德相踵輩出。渡洋蹈海冒險排難。以輝仏日。潤法雨者。史不絶書。然其跡概止於漢土。遠及印度者寥寥寡聞。當時交通不便使之然耳。今則万里一瞬。四海比鄰。窮欧米。巡。宇内指不遑屈。而至功德如古名僧者則無聞。蓋有之。我未知之。是豈無故而然哉。夫暹羅雖小。世界旧邦。而為我興國。國王陛下以吾國奉仏教。特頒靈骨。盛旨之所在可知矣今諸師以各宗簡撰。當靈骨奉迎之事。万里飛航以赴其地。其職也榮。其任也重矣。余聞暹國。上自王室。下至衆庶。無不帰仏。其僧侶持律嚴正。戒行尤堅。其所執雖小乘。而比之吾國現狀。豈其之無忸怩乎哉。是尤所當深慮也。夫世界宗教佛法為大。宗義深奧高妙。信徒多殆占宇内人口之四分。而不幸。其本國早衰。大乘妙旨專存於我。是世界仏教者所同許也。而察其末則内顧而疚者頗多。其振刷興隆之任。果是誰之貴耶。今積尊遺蹟顯於印度。暹王陛下。特貽其靈骨於我國。安知非大聖之靈。陰騰其拳。以然乎哉。實可謂仏法中興機矣。諸師能幹其事。以奉迎于此。内之各宗衷協濟。對靈骨如對聖身。虔誠修勤。各務其常務。為其可為。外之大放修教光明。布大乘妙理於彼土。以振刷興隆吾宗。使仏日重輝。法雨永潤。豈非一大美事哉。若夫空失此機。無克有為。則豈口負暹王之盛旨哉。辱帝國之体面哉。其奉對大聖靈骨。復何顏拈念珠。披袈裟。以周旋於其間哉。故余以此拳。卜我國仏教興廢隆替之運也。嗚呼諸師往

矣勉旃。我刮眸以待其□。

維時明治三十三年五月十八日

釈尊靈骨奉迎事務総理
妙法院門跡大僧正

村田寂順

送奉迎釈尊遺形各宗諸師渡暹 南 臺 寂 順

奉迎万里渡南洋。靈物東來是吉祥。預祝諸師回錫処。扶桑仏日更生光。

鉄輪截海乱濤開。万里処迎亦壮哉。大聖以追東漸約。更分靈骨渡洋來。

暹王頒贈仏遺形。欣喜奉双迎樹靈。大白牛車容彼土。報恩須布一乘經。

同

大 谷 光 瑩

聖代自呈聖代祥。世尊遺跡現西方。謝君万里迎靈骨。更見日東輝法光。

送光濱渡暹羅

全

西邦皇帝勅宣伝。使事任難爾勉称。奇瑞時生皆善功。靈趾今現立方便。慈恩更洽暹羅国。光益重加日域天。休道海洋航路険。龍神恭護仏陀船。

送 可睡黙仙禪師受仏骨奉迎之命之暹羅

西 有 穆 山

五五已過澆季辰。羨君被選奉迎人。波濤万里何須怖。付属嚴然護法神。

幻身入浪又従風。何恐茫茫万里空。帰錫須裁西域記。莫驚羅漢現神通。

議論紛々莫敢尋。遺身即是暹王心。誰疑法界塔婆意。無礙光明照古今。

明治三十三年五月謹受 大聖尊御遺形奉迎之命向暹羅

国所感 日 置 黙 仙

鴻毛却重泰山輕。惟命惟従万里行。不可得中只麼得。唇皮生醜奉迎情。

歲閱三千不可尋。遺形值遇夙縁深。暹羅月与扶桑日。並照行人一片心。

爺領驢鞍不用疑。随縁感得大慈悲。嚴然仏骨今尚在。笑倒当年韓退之。

送黙仙宗將為仏骨奉迎之暹羅国 木 田 韜 光

鶴林示寂三千歳。滿徳放光天地新。聖骨將迎暹羅国。日東再見祇園春。

送快天道兄赴暹羅国

丹心為法不知躬。万里凌濤氣象雄。靈骨奉迎帰來日。果看鶴唳繞禪宮。

忽滑谷快天和尚の渡暹 (明治33年6月1日 第八十三号)

這回、日置黙仙老師の随行を命ぜられ暹羅国へ出発したり

日置黙仙師の出発の状況 (明治33年6月1日 第八十三号)

今般本宗仏骨奉迎使として管長の命に依り、暹羅行任ぜられたる遠州秋葉総本殿可睡齋住職日置黙仙老師は、本月六日を以て可睡

齋を出発せられたり。依て同日は旅装既に調ひたれば、午前八時より大仏宝殿に就て合山の清衆及び第四中学林役員生徒宗務支局員并に末山の衆僧等一百余名の僧侶を集め、同師の焼香にて祝聖諷經を奉読し、今上皇帝聖寿万安を祝延し奉り、併せて航海無難を祈り了りて、小参の法を行ひ、其儘宝殿の前門より出で、山門前より十数輛の腕車を烈ねて、袋井駅に向はれたり。而して同日奉送の者は、第四中学林職員生徒宗務局員及び僧堂の雲衲末山の衆僧并に檀信の男女等無慮二百有余名の者数流の大旗を翻し、前後を擁して袋井駅まで奉送し、実に稀有の盛景なりし。

報告第二号〔明治33年6月1日 第八十三号附録〕

全国末派寺院

教主釈迦牟尼世尊御遺形奉迎ノ為メ、遠江国可睡齋住職日置黙仙ヲ奉迎使トシ武蔵国蓮光寺住職忽滑谷快天ヲ奉迎使随行員トシ、去月二十三日暹羅国ニ派遣ス。

右報告ス

協同事業〔明治33年7月1日 第八十五号〕

『事は自同に成り、而して自異に破る』とは、先賢の既に道破せる千古不磨の確言なるが、世の開進に随ふて、益々協同の必要を見る。国家社会の未だ発達せざるや、各地の交通未だ開けず、人々自家を守りて他を顧ず。恰も封建の時代、若くは戦国割拠の有様なりしかども、今や外、万国と交り、内、商工社会も共に気

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

脈を通じ、互に相助けて各其の利を計るの世となりたるは、亦是れ社会発達の順序なり。されば苟も宗教界と称する以上は、時機によりては外教と、もに手を携へて事に従ふべきことなしとも限られず、まして同一仏教中の各宗に於て最も親密に交り、宗門以外の宗教的事業は、一切同心協力して之を為すべきは固より論を俟たざる所なり。茲に於て乎、先年来「各宗協会」なるもの設立せられ、此の協同の目的を達せんと期せられしも、機運未だ至らざりしにや。其の勢力甚だ微弱にて、顕著の効績も見る能はざりに、客年宗教法案の議起りてより、漸く協同の勢力を益し来り。遂に本年に入りて仏骨奉迎の事より、愈各宗協同の実を挙ぐるに至りたり。去る六月八日、京都妙心寺龍泉庵内に於て開かれたる各宗派管長会議は、「日本大菩提会」なるものを創立し、以て釈尊の遺形を安置し、其聖徳を顕揚し、国民の道義を涵養せんとす。この目的を達せんが為めに、「覚王殿」を建築し、及び教育慈善等の事業を挙げんことに議決せられたる由。嗚呼、是れ実に曠古の最大美挙にして、将来各宗協同は是れに由つて愈堅固なるべく、而して仏教の宣揚は益々盛なるべし。吾人実に歡喜祝賀の至に堪へざるなり。

然れども、従来協同心に乏しき各宗は、同一の教祖を奉戴しながら、動もすれば、互に反目し、互に嫉妬し、単に自己の宗派を利せんとするよりして、折角計画せし事業も創立以来幾ならずして廃止せること往々之れあり。如斯軽挙は寧ろ初めより之れなきの優れるに若かず。吾人は今他宗他派に於ける従来の非を挙ぐるを

好まず、只吾宗のみに就いて、之を觀るも亦往々此の事あるを知る。中学林の一事にても連合学区の広き丈、それ文学林の維持は容易にして、其事業も盛大なるべきに、事實は全く之れに反して、一国若くは一支局下の設立に係る学林も比較的鞏固にして、数国若くは数支局の下に成れる学林は、却て振るはざるの傾向あり。是れ固より種々の事情にも由ることなるべけれども、其の重なる原因は連合協同心に乏きに帰せざるべからず。同一宗門の事業に於てすら猶ほ此の如しとすれば、這回各宗協同の設立なる「大菩提会」の如きに対する闔宗諸師の感念は推して察すべし。

然りと雖も、今や外教徒は益々協同一致し、互に氣脈を通じ、心力を戮せて、慈善教育等の事業を挙げ、以て彼等が版図を拡張せんとす、其の勢力頗る盛なり。此の時に當りて好個の機会を失ひ、徒らに些細の感情の爲めに、互に一己の私のみを計りて、公共の事業を大成する能はずんば、遂に空しく漁夫をして巨利を獲しめんのみ、豈に惜しからずや。聞くが如くんば某宗派は「大菩提会」設立決議の後、自宗に於て既に計画せる事業に影響するを恐れて、此の協同事業に反対せりといふ。他宗派は兎も角も、吾が宗の如きは決して這般の事あるべからずと雖も、巨資を募りてなすの事業なれば、長年月の間には種々の口実を設けて出金を拒む者なきと保し難し。千丈の巨堤も蟻穴を以て壞る。一宗若し這般の輩出づるときは、折角光前の事業も遂に支離滅裂に帰せんのみ。故に吾人は這回各宗の拳を壮として之を賀すると同時

に、闔宗諸師が些細の閑情実を一掃し、相競ふて、この美拳を賛成せんことを望んで止まざるなり。

各宗派管長会〔明治33年7月1日 第八十五号〕

六月八日午前十一時三十分より妙心寺龍泉庵内に於て開会、出席者は大谷派本願寺法主、天台座主を始め三十六名にて、先づ第一号議案日本大菩提会々則（委員修正案）の議事を開きしに、第三条の起業方法に対し、本派本願寺委員は単に覺王殿建築に止め、教育及慈善事業を見合すべしと發議したるより、議論沸騰し纏らざるを以て交渉の爲め、休憩数度に涉りて午後三時三十分及び本議を開き、本派委員神根善雄師は番外土屋觀山、後藤禅堤両師との間に激論あり。本派委員は徹頭徹尾、教育慈善は大菩提会の事業と為すことに反対せしが、大谷派委員和田円什師の發議に依り、本案の二説会を開くべきや否やに付き採決することに決せしかば、本派管長代理近松尊定、木辺管長代理松原深諦、三元派管長代理星野實了、本派委員名和淵海、同菅田実元、同神根善雄の諸師は袂を聯ねて退場せり。夫より議長は本案に付き採決せしに、過半数にて二説会及び三説会を省略し、本案可決確定し引続き第二及三号議案を議したるに是亦異議なく可決確定し、午後四時五十分散会せり。即ち当日可決確定の議案は、本号宗令に掲載しあれば熟覽あるべし。

奉迎委員会〔明治33年7月1日 第八十五号〕

仏骨奉迎に関する準備に付、去月十日午前九時より妙心寺龍泉庵に於て委員会を開きし由。

大菩提会創立式の模様〔明治33年7月1日 第八十五号〕

去月十一日、京都大仏妙法院に於て挙行せられしが、当日は雨天にも拘らず、天台座主中山玄航、真宗興正寺派管長花園沢称、建仁寺派管長竹田嘿雷、南禅寺派管長豊田毒湛、栗田青蓮院門跡三津玄津、相国寺派管長中原東岳の諸師、其他管長代理、仏舍利奉迎員、京阪新聞記者等六十余名の出席あり。正午十二時、宝前に於て村田叔順師は左の創立趣旨を朗読す。

世儒曰く。人皆堯舜たるべし。之を前に行ふは古の堯舜なり。之を後に行ふは、今の堯舜なりと在俗已に然り。我徒豈また自棄す可けんや。夫れ釈迦牟尼世尊は已成の仏にして、吾人は当成の仏なり。惟るに夫れ人、寔に先後の差あり。而して教法は因より古今の異りなし。然ば則其の後人をして先覚に同く当世の仏をしても、成の仏たらしめんと欲せば、必ず先づ其古今異なるきの宗教の依らしめざるべからず。然に晩近、桑門の紀綱漸く弛み概ね依るべきの教規に依らずして、却て為す可らざるの事を為し、法力内に衰へ勢利外に競ふ。此に於て檀越信を失ひ、邪魔際を窺ふ。蓋し教風の振はざる職として是れ之に由る。嗚呼、苟も釈尊の徒たるもの誰か奮発興起せざる可けんや。今也、幸に暹羅国王陛下釈尊遺形頒胎の盛事に遭遇するを

得、実に空前の盛事にして、仏法興隆の一大好機たり。而して其奉迎使は、殆ど彼地に達せんとし、靈尊入朝の期亦遠きに非ざるなり。此時に当り、須く先づ内弊を矯正し、三業清浄に虔礼以て之を奉迎し、深信以て恭敬供養の誠を尽さざる可らず。然れども寸膠以て黄河を澄清するに足らず。綿力能く頽運を挽回す可けんや。是を以て鴻業を永遠に凶らんと欲せば、必ず先づ広く天下の信明を結合し、和通損虎以て盛略を贅裏せざる可らず。是れ各宗協同、新に日本大菩提会を創設せる所以なり。抑も本会の目的たるや、先づ輪煥たる大覚王殿を創建して、釈尊の遺形を奉安し、其の遺徳を顕揚し、内には以て国民固有の道徳を涵養し、外には南北仏教を混融し、異苗株根を問はず、等しく大乘仏教の法雨に潤はしめ、以て万世一系の皇威と三千年後の仏光とを併て、宇内に輝かし共に、俱に四恩に報答せんことを企図す。仰願くは寸善尺魔の障礙無く、速に本の結果を成満せんことを。謹で本会創立の趣旨を宣ること云爾。

次で、有馬憲文師祝辞を朗読し、委員総代田村豊亮師答辞を述べ、其後に來賓鳥尾將軍の演説あり。其の大要は左の如し。仏教も時勢の変遷と伴はなければなりません。桓武帝帝都を定めたまひしより明治維新の以前迄は、帝城を此処に定められてありて、自ら政治の中心であつたが、今日は帝都も東京に移され、之と同時に百般の事物も全然変遷して来た。此に於てか仏教徒も大に考へなければならぬ。元來人類社会の機能といふ者

は奇妙な者で、敏捷なる社会に耳目を置くものは外物の刺撃によりて、自然に其の能力も敏捷になるも休止せる社会に処する時は、又自然に其の機能も鈍くなる。従て其の居処に拠て事業發達の難易を来すことは論を俟たず。恰も風上に於て声を放てば、遠く反響を及ぼし、山上にありて下界を瞰視すれば百里の風光一望の中にあると同一の理なり。故に今日仏教徒は相協同し、釈尊の御遺形を奉迎さるゝは甚だ美事であるが、此の御遺形を收容する場所は天下の中心たる東京に定められん事を希望す云々。

教主釈迦牟尼世尊御遺形奉迎航運日乗〔明治33年7月1日 第

八十五号〕〔拙稿「日置黙仙と忽滑谷快天よりみた仏骨奉迎」〔愛知学院大学教養部紀要〕第61巻第1号〕に掲載

報告第五号〔明治33年7月1日 第八十五号附録〕

報告第五号

全国末派寺院

教主釈迦牟尼世尊御遺形奉迎使ハ去月十四日、暹羅國王陛下ニ謁見シ、其翌十五日ニ世尊ノ御遺形ヲ拝受シタル旨電報ヲ以テ通知シ来レリ。
右報告ス。

明治三十三年七月一日

曹洞宗務局

甲第六号〔明治33年7月1日 第八十五号附録〕

甲第六号

全国末派寺院

教主釈迦牟尼世尊御遺形奉迎ニ付テハ、御遺形奉安ノ覚王殿建築及白毫ノ恩徳ヲ霑被スル為メ、漸次ニ教育及慈善事業ヲ起スヲ目的トシテ、今般仏教各宗派管長聯合會議ヲ開キ、其決議ヲ以テ日本大菩提会ヲ創立シ、廣ク其会員ヲ全国ニ募リ、会員協同結合ノ力ヲ以テ前記覚王殿ノ建築ヲ為シ、尋テ教育及慈善ノ事業ヲ為スモノトス。就テハ今般右日本大菩提会本部ヨリ会則第三条及施行細則第三条ニ依リ、奉迎事務総理兼本会理事長ノ囑托状ヲ携帶セシ勸誘員ヲ全国各地ヘ順次派遣スルニ依リ、宗内ノ道俗一般ハ三千年後ノ今日ニ始テ教主釈尊ノ御遺形ヲ奉迎シ、恭敬供養尊重礼拝スルノ好因縁ニ遭遇シ、誠ニ盲龜ノ浮木ニ於ケルモ菅ナラザレバ、各自教主釈尊ノ御生身ニ奉事スルノ道念ニ住シテ、切ニ本会設立ノ趣旨ニ随喜シ、道俗自他推奨シ本会ノ目的ヲ貫徹スルコトニ励精尽力スベシ。

日本大菩提会会則及其施行細則ハ別記附添ス。

右普達ス。

明治三十三年七月一日

曹洞宗務局

別記

日本大菩提会々則

第一条 本会ハ日本大菩提会ト称シ、本部ヲ京都市ニ置キ支部ヲ各地方ニ設ク。

第二条 本会ハ釈尊ノ遺形ヲ奉安シ、其聖徳ヲ顕揚シ以テ国民

ノ道義ヲ涵養スルヲ目的トス。

第三条 本会ノ目的ヲ達センガ為メ、順次左ノ事業ヲ起ス。起業方法ハ別ニ之ヲ定ム。

第一期 覚王殿建築

第二期 教育及慈善

第四条 本会ノ会員ヲ分テ、左ノ四種トス。会員待遇方法ハ別ニ之ヲ定ム。

一名 譽会員

〔本会職員会ノ推選ニヨル者又ハ金百円已上ヲ喜捨シタル者〕

一 特別会員

〔本会職員会ノ推選ニヨル者又ハ金十円已上ヲ喜捨シタル者〕

一 正会員

金壹円已上ヲ喜捨シタル者

一 随喜会員

応分ノ金品ヲ喜捨シタル者

第五条 会員ノ徽章及証票ハ本部ヨリ之ヲ交附ス。

第六条 本会ハ各宗派管長ヲ推戴シテ名譽会監トス。

第七条 本会ハ会務処理ノ為メ左ノ職員ヲ置ク。職員ノ服務規則ハ別ニ之ヲ定ム。

一 理事長 一人

一 理事 十人

第八条 理事ハ本会々々議ニ於テ、委員中ヨリ之ヲ互選シ、理事長ハ理事ノ互選ヲ以テ之ヲ定ム。

第九条 本会ニ監事三名ヲ置ク。其選出方ハ前条ニ準ス。

第十条 本会々々議ハ各宗派選出ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス。

第十一条 會議ハ定期臨時ノ二種ニ分チ、定期会ハ毎年一回之ヲ開キ、臨時会ハ緊急必要アル場合ニ之ヲ開ク。

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

第十二条 現金ノ出納ハ特約銀行ヲシテ之ヲ取扱ハシム。

第十三条 経費ノ予算ハ本会々々議ニ於テ議定シ、決算ハ毎年定期会ニ報告ス。

第十四条 支部ニ関スル規則ハ別ニ之ヲ定ム。

○

日本大菩提会施行細則

第一条 本会々々員募集ノ為メ勸誘委員若干人ヲ各宗派ヨリ選出ス。其員数ハ従来ノ慣例ニ依ル。

第二条 勸誘委員ニハ本会ヨリ囑托状ヲ交附シ、其姓名ヲ各宗派ニ報告ス。

第三条 勸誘委員ハ本会本部ヨリ一定ノ方針ヲ示シ派出セシム。

第四条 各宗派ハ勸誘委員ニ便宜ヲ与フル為メ、門末一般ニ対シ訓示スルモノトス。

第五条 勸誘委員派出期限ハ一方面約一ケ年トシ、一組二人以上ヲ以テ各府県ヲ分担セシム。

第六条 勸誘委員ハ其担任地ニ於テ領取シタル金員百円ニ達スル毎ニ、会員ノ姓名簿及金額ヲ明記シ本会ヘ郵送スベシ。

第七条 本会ノ発会式ハ明治三十四年四月之ヲ行フ。

一 入会者凡百万人ニ達スルヲ待チ、覚王殿並ニ附属物ノ建築ニ着手スルコト。

二 建築物ハ壮大堅牢ニシテ永遠ニ保存シ得ベキ範囲内ニ於テ之ヲ計画スルコト。

三該工事ノ落成期ハ凡七ヶ年間トス。
第二期事業

教育及慈善

第一期事業終了ヲ告タルトキハ、更ニ二會員中ヨリ喜捨金ヲ募
集シ凡見込ミ立タル時ヲ待チ起業ニ着手スルモノトス。

日本大菩提会趣意書（明治33年7月15日 第八十六号）

京都洛外妙心寺各宗管長会議の結果として日本大菩提会の創立せられたることは既に報道せし処なるが、今回趣意書を得たれば左に掲ぐ。

日本大菩提会趣意書

恭しく惟るに大恩教主釈迦牟尼世尊八相成道の化儀は、微妙不可思議にして法身の理体には隠現なしといへども、大慈大悲の応用には仮に生滅を示し給へり。故に生を中天竺摩訶陀国浄飯王の妃摩耶夫人の胎に托し、四月八日無憂樹下に降誕し、身は三十二相八十種を具足し給ふと雖も、凡夫に似同して嬰兒行を示し、四門に遊観して生老病死を厭ひ、夜半に王城を踰へ、哀龍の衣を脱して袈裟を着し菩提樹の下に正覚を成し給ふ。是則十九出家三十成道と称ふ。爾來華嚴阿含方等般若の四時を経て、如来出世の本懐たる妙法蓮華經一切衆生皆成仏道の旨を説き玉ふ。是を秋收冬蔵更無所作と名く。化縁既に終り、俗に従ひ光を韜み沙羅双樹の間に一切衆生。悉有仏性。如来常住。無有變易と称へて大般涅槃に入り給ふ。嗚呼哀哉。我等衆生宿福

薄劣にして在世の利益に洩れ、金鍔木彫の仏像等住持の三宝を帰憑とし、青蓮満月の妙相を竟に瞻奉すること能はざるは、常に悲嘆に堪へざる所なり。今や天運循環して此明治の聖代に會ひ、世尊の遺形を聖地より奉迎し、親しく瞻仰し奉ることを得るは、優曇の萼浮木の亀も啻ならず。誠に空前の盛事にして仏法興隆の吉兆と何の歡喜か之に若かんや。抑も我世尊は、其在世の化導を以て自ら足れりとせず。其滅後に於ても骨身舍利を以て福を人天に被らしめんと誓ひ給ひけり。即ち円寂荼毘の後ち、靈応極なく祥瑞荐りに臻れり。是に於て、八国の王及諸天龍王骨身舍利を分ちて各宝塔を建て閻維所亦高顯を築き、尊重恭敬して応驗最も著しかりき。這回暹王の頒たれし金軀の遺形は、閻維宝塔の遺物なりと仏教博士保氏の考証せしは斯道名家の証するところにして、益々信念を堅くせり。夫れ世尊の遺形は、即ち大日弥陀三身即一法界塔婆なれば、一瞻一礼するものは或業水の如く消へ、福智雲の如く聚り、速生極業即身成仏の功德を具し給ふと。言の尽すべきにあらざるなり。依之各宗協同して爰に日本大菩提会を設置し協同賛襄の力に頼りて輪奐たる大覚王殿を建立し以て遺形を奉安し、且つ益々仏法を闡明し慧日を發揮し、以て公衆の信念を鞏結し、道德を培養せんことを企てたり。夫れ菩提は、性の真理解脱の大本にして、仏道の極致なれば、之を以て本会の名とし、之を内にして各宗協同一致して本会を隆盛にし、之を外にしては世界仏教者を合同融和して、相共に大乘の法雨に潤ひ醍醐の真味に飽かしめんと欲す

るなり。夫れ我国仏教は各宗派に分れ、其所依を殊にするも其源を窮るときは、仏意に原かざるはなし。猶百川流を分つも同じく海に朝宗し、子孫家を異にするも俱に一祖に帰するが如し。苟も教祖の源旨に帰し、仏法の余流を汲むもの豈協同一致して罔極の慈恩に酬はざるべけんや。仰き願は、帰依仏教の徒は縋素に論なく十方の善男善女皆趣旨を賛成し、続々同盟加入し、相俱に心を協ひ力を戮せ、以て本会の事業を完成ならしめんことを。

明治三十三年六月十一日

積尊遺形奉迎事務総理兼

日本大菩提会理事長

妙法院門跡 村 田 寂 順

名譽会監 天台宗座主(中山玄航) 天台宗寺派長吏(中科祐玉)

天台宗真盛派事務取扱(石山寛湛) 真言宗長者(原心猛) 浄土

宗西山派管長(久田做道) 臨濟宗天龍寺派管長(橋本哦山) 臨

濟宗相国寺派管長(中原東岳) 臨濟宗建仁寺派管長(竹田黙

雷) 臨濟宗南禅寺派管長(豊田毒湛) 臨濟宗妙心寺派管長(小

林宗補) 臨濟宗建長寺派管長(霄貫道) 臨濟宗東福寺派管長

(済門敬冲) 臨濟宗大徳寺派管長(菅広州) 臨濟宗円覚寺派管

長(釋宗演) 臨濟宗永源寺派管長(久松琢宗) 曹洞宗管長(畔

上棟仙) 真宗大谷派管長(大谷光榮) 真宗高田派管長(常盤井

堯熙) 真宗興正派管長(華園澤称) 真宗仏光寺派管長(渋谷徴

妙定院) 真宗出雲路派管長(藤善聰) 真宗山元派管長(藤原善

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

(住) 真宗誠照寺派管長(二條秀源) 真宗三門徒派管長(平光
圓) 日蓮宗管長(山岩村日轟) 時宗管長(河野覺阿) 融通念仏宗
事務取扱(梅原靈巖) 黄檗宗管長(吉井虎林) 法相宗管長(秦
行純) 華嚴宗管長(佐久山晋圓) 真言律宗管長(佐伯泓澄)

日本大菩提会支部規則並に会員待遇規定(明治33年7月15日

第八十六号)

日本大菩提会々々則並に其施行細則は曾て本誌に掲げたる所の如し。今其支部規則、並に会員待遇規定等を見るに曰く。

日本大菩提会支部規則

第一条 会則第一条及第十四条に抛り本則を定む。

第二条 支部を設置せんとするときは、予め其方法を詳記し本部

の承認を請ふべし。

第三条 東西両京は日本大菩提会東部西部と称す。

第四条 各地方支部は、日本大菩提会の下に地名を挿入し、何支

部と称す。

但支部は各府県便宜の地に於て之を設くるものとす。

第五条 東西両部は本部の直轄とす。

第六条 支部は本部の指示に遵ひ、其地方の事務を分掌す。

第七条 支部の事務を処理する為め、左の職員を置く。

但職員服務規則は、別に之を定む。

一支部長 一人

一幹事 若干人

一書 記 若干人

第八条 支部長は協議会に於て撰定し、幹事、書記は支部長之を撰任す。

第九条 各府県に協議員を置き、支部に関する重要な事項を協定せり。

但協議会組織方法は、各地方の便宜に依り之を定む。

第十条 支部の経費及職員報酬は本部より之に支給す。

日本大菩提会々員待遇規定

第一条 本会の趣旨を賛成し金員物品を喜捨し会則第四条に依り会員たる者は左の区別に従ひ、会員章証紀念品及謝状を贈るものとす。

一名誉会員

第一種会員章及紀念品金千円以上喜捨したるもの。

第二種会員章及紀念品金五百円以上喜捨したるもの。

第三種会員章及紀念品金三百円以上喜捨したるもの。

第四種会員章及紀念品金百円以上喜捨したるもの。

一特別会員

第一種会員章及紀念品金五十円以上喜捨したるもの。

第二種会員章及紀念品金三十円以上喜捨したるもの。

第三種会員章及紀念品金十円以上喜捨したるもの。

第二条 正会員には会員章及証票を贈与し、随喜会員には識票のみを贈るものとす。

第三条 紀念品には、別に左記の謝状を添付す。

(謝状)

茲に日本大菩提会の主旨を賛成し金何円を喜捨せらる。依て本会既定の正条に依り、第何種会員章及紀念品を贈り以て其芳志に酬ふ。

明治 年 月 日

大日本大菩提会理事長 姓 名

爵 姓 名 殿

第四条 会員は随意に覚王殿の参拝を為すことを得。

第五条 法会施行の節、会員の参拝者には相当の待遇を為すものとす。

但会員章携帯を要す

第六条 会員には明治三十四年四月八日より同年五月十五日に至る期間拝瞻会及覚王殿起工式挙行の当時、汽車汽船賃の割引

票并に各宗派本山の宝物拝観券を贈るものとす。

会員章及紀念品調製方

第一条 会員章は蓮輪式表に何会員之章の字を記し、裏に明治三十四年何月贈焉日本大菩提会と記す。

第二条 名誉会員に贈与する会員章及紀念品種左の如し。

第一種 一等徽章及一等紀念品

第二種 二等徽章及二等紀念品

第三種 三等徽章及三等紀念品

第四種 四等徽章及四等紀念品

第三条 特別会員に贈与する会員章及紀念品種左の如し。

- 第一種 一等徽章及一等紀念品
- 第二種 二等徽章及二等紀念品
- 第三種 三等徽章及三等紀念品

大聖釈尊御遺形奉迎通信〔明治33年8月1日 第八十七号〕

曩に曹洞宗務局より釈尊御遺形奉迎に関する示達これありしが、今回該奉迎使の通信要領を得たるにより、左に掲ぐ。

在暹国奉迎使通信中の枢要事項。左の通に付、不取敢及御通牒候也。

六月十四日奉迎使暹羅王へ謁見の節の勅語大意

仏世尊の神聖なる遺形の一分を受領せんが爲めに、始て此国に來れる日本仏教徒の奉迎使を見ることは、朕の喜ぶ所なり。且つ、日本は暹羅よりは遠隔の国にして制度習慣等或る場合に於ては異なるに非ざれども、尚同一宗教を信ずる所の同教國なることを信認することに於て、満心の歡喜と満足の感情とを以て刺撃されたる熱心の程を領解ありたき筈也。朕は仏教の先導者にして、且保護者なることを承認せられし上は、奉迎使へ神聖なる遺形を分配すべき幸福なる義務を尽すことは甚だ喜ぶ所なり。従前日本仏教徒が此神聖にして真実なる遺形の分配を得ざりしことは、彼等が其一分を得んことを欲望すべしとは朕の識認せざりしが故なり。今は此貴重なる宝物の一分を得て日本に安置し、巡拝者をして其使を得せしめんとする彼等の願を信認せし上は、之を手渡しすることは甚だ喜ぶ所なり。

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

奉迎使の此國に來り、且つ普通協同の利益の爲めに開明の事業に倦怠なき尽力の程は朕の感謝する所なり。日本仏教徒が海外仏教徒を熟知し一層交際を親密にしたる後は、日本仏教の益々隆盛に赴くことは朕の最も切望する所なり。

六月十八日盤谷王宮中御陪食後告別の勅語大意

日本仏教各宗派が協同一致して神聖なる釈尊の遺形を奉迎することは朕の甚だ喜ぶ所なり。将来益々其協力を堅固にして有益の事業を興起し、宗教上の利益を普通ならしめ、最初の一念を貫徹する様にありたきこと、朕は同一宗教を信奉する上より深く企望する所なり。奉迎使は已に此地に於て作す可き事を作し了れり。今後は我等の宗教が益日本に於て隆盛に赴く可きことは信じて疑はざる所なり。尚今後各宗派の協同一致して布教の策を計画することに於て助力す可き事あらば、朕が如何なることをも辞せざるべしと貴師等に約束す。今日朕が日本仏教徒へ寄贈する所の仏像は、今度受領せられたる釈尊の遺形安置の処に同く安置ありたし。王后よりも三歳聖經の写本を寄贈す可き筈にて之を入るゝに錦囊を手製中なれば、此は後日差送るべし。

御遺形は大切に護持して無難に本国に帰着し、速に奉安処を定めて之を崇敬せらる可し。尚海路平安諸師健全にして帰国せられんことを望む。

紀念章の符号の説明

円かなる紀念章の表面には仏世尊の緑玉石の形像を表し、背面

には「タンニチャカツ」(法輪)即ち法の主権を意味する車輪を表す。之に附記する略字は「アツタンギガマツガ」(八支聖道)を意味す。曰く正見、正思惟、正語、正業、正命、正精進、正念、正定、是なり。

其他の紀念章は、其樹下に於て世尊の正覺を成し玉ひし菩提樹葉の形なり。其表面に付、暹羅に於て多く礼拝する所の世尊の大なる青銅の像なる「ブラ」「尊」「ブツタ」「仏陀」「ヂミナミーハ」(勝師子)と呼ぶ所の像を写し、背面には仏教紀元二千四百年に於て之を創造せし年代を示す文字ありと知るべし。

千九百年六月十八日、盤谷「グランドパレス」(大王宮)にて

○奉迎使盤谷府着

六月十二日午前十時、奉迎使一行は暹羅文部省より出迎の小蒸氣船に搭して盤谷府に上陸せり。在暹日本公使館書記官書記生及公使館附警部等数名奉迎使の便乗せる新嘉坡号迄出迎ひせられたり。一行は波止場より馬車にて先「パレスホテル」着し、昼飯を喫し正使大谷光演、隨行長南條文雄二師及家従下間氏三名は直に公使館に赴き同館に宿泊せられ、而して他の奉迎使藤島前田日置三師は東洋館に移り、光演師隨行の石川大草等十名は「パレスホテル」に留まりて一行は三処に別れたり。

前田藤島日置三奉迎使は同日午後、直に公使館を叩き稲垣公使に面会し、大谷正使と打合の上公使の誘導にて馬車を驅りて文

部外務陸軍の三大臣及參謀總長を訪問せり。是夜稲垣公使は奉迎使四師及隨行長南條を請して晚餐の饗応を為したり。

○巨利訪問及文部大臣迎晚餐會

十三日午前十時、文部大臣は日本公使館に來りて、昨日奉迎使訪問の答礼を為せり。午後奉迎使の一行は文部省書記官の案内に依り、盤谷府南方仏教新派の「ワットブロンスリン」寺に抵り(新派は今を距る五十年前、先王の創設に係る者にして寺院の裝飾儀式并に僧侶の法衣は異なる所あり)釈迦の大像を拝し、高塔を縦覽し、尚ほ寺院内に設立する巴利語學校を巡覽せり。生徒百名計あり。他日僧侶たる可き候補者は勿論、苟も暹羅に於て紳士たる可き者は、巴利語を知らざれば其資格を有する能はず。恰も欧州諸國學士が羅典希臘語を學むと、一般なり該學校は比較的清潔にして西洋風の構造にして教師は皆僧侶なり。日本仏教各宗の學校を以て之に比すれば、或は遜色なき能はざる可し。奉迎使は歸路工部大臣及盤谷府の知事を訪問したりき。此夜稲垣公使奉迎使及隨行南條石川大草七師は文部大臣の晚餐會の招きに應せり。大臣の邸宅には、日本提灯數百を吊し、烟火を打揚げ又蘇音器を以て暹羅の時歌を発せしめたり。深更に及て旅館に歸れり。

十四日午前、各奉迎使は文部省吏員の案内にて仏骨を蔵する高塔を拝觀し、歸路内大臣を訪問す。

○暹王謁見

十四日午後四時、宮内省より日本公使館へ廻はされたる三台の

馬車に各奉迎使及稲垣公使同乗し、隨行の僧侶も亦他の馬車に乗りて隣々と車輪を輾らせて宮門に入れば、近衛兵は左右に排列して捧銃の礼をなせり。各奉迎使は宮内文部二大臣に誘はれて「グラントパーレス」に入れり。王宮は西洋流の石造にして、宏壯輪奐燦然として人目を奪ふ。巴里府の「チュルリー」「白耳塞」の王宮、秦皇の阿房も蓋し之に過るなかるべし。然とも惜しむらく其規模の狭小なるのみ暫くありて、暹王は鬪を排して履声高く軋りて出御し玉ひ、胸間に各国の勳章數個を帯ひ、盛裝嚴然威儀堂々一見人をして仰視に堪へざらしめたり。王は大谷正使より順次に藤島、前田、日置奉迎使に対して、握手の礼を行ひ玉ひ、而して大谷正使は暹王の優渥なる叡慮に依りて、今回日本仏教各宗派に対して、釈尊遺形を分頒せらるゝ、恩旨の辱けなき旨を拝謝せられたれば、暹王は直に暹羅語を以て數十分間の勅答を玉ひたり。其態度の活潑にして、威儀整齊毅然として侵すべ可らず。音吐朗々として満殿に透徹して真に謹聴す可きなり。勅語了りて文部大臣之を英語に口訳し、南條隨行長は又之を日本語に口訳せり。(勅語大意は別記の如し) 謁見式了り、控間に於て宮内大臣は暹王誕生簿を把りて、各奉迎使をして出生の年月日を自署せしめたり。

○仏骨授受

十五日午後四時祇園寺に於て、仏骨授受の式あり。各奉迎使稲垣夫妻、奉迎使隨行諸員及在暹日本居留住民等は既定の時間に先て該寺に參集せり。文部大臣は英語の草稿を把りて、朗読的

演説を為し、然後暹羅新舊派の僧侶數十名椅子「パーツ」(宝珠形扇)を捧持して巴利語の經文を誦し、誦經了りて文部書記官は、小形の金塔を把りて大谷正使に授けたり。是に於て各奉迎使は文部大臣稲垣公使と立会の上金塔を開きて靈骨を拝したり。各奉迎使は準備の如意宝珠形の金函の金塔を収め、更に錦囊を以て之を包み、二重の桐箱に封鎖して前田奉迎使之を馬車に奉じて同乗し、一行は靈骨を供奉して日本公使館に帰れり。是夜各奉迎使は、仏骨を蔵する金函に封印を附し帰朝の後、各宗管長立会の上之を開封することになせり。

○内道場拝觀

十六日午前、各奉迎使は文部省吏員の案内を以て宮中内道場吉祥寺を拝觀す。本尊は翡翠石釈迦の座像(長三尺計)にして往昔隣国老嫗と戦ふて勝利を得たる分取品なりと云ふ。其価値を論ずれば、実に數億万円にして暹国を挙げるも或は之に比するに足らざるなりと。又高數十丈の金塔あり。黄金を以て瓦となし、珠玉を以て柱梁を飾り、金碧燦爛赫奕目を奪ふに至りては、世界希に觀る所の者たり。加之數千の瓔珞風に触れて相摩し、鏘々然として音響を發する有様は宛然として極樂世界に遊ぶもの想ひあり。又堂中敷物は銀板を以て「アンペーラー」に代へるものあり。其他小体黄金仏に至りては、更僕して數ふ可らず。其美を王宮仏殿に尽すに於ては宇内何れの国か。蓋し暹羅に過る者なかる可し。

○愛知阿旧都晚波離宮

十七日午前七時半、奉迎使一行は宮内省より仕立たる列車に搭して旧都愛知阿に赴く。鉄道は広軌式にして、機関車の燃料には割木を用ひ、蓋し暹国は石炭を出す鉱山なきに由る。旧都は盤谷を北に距る三十哩許にして、市街は湄南江の兩岸に跨りて浮家泛家江海に傍ふて櫛比羅列し往来必ず舟楫の便に依らざる可らず。各奉迎使は宮内省の小蒸汽に搭して、知事「ワルボンセー」を訪問せしも不在にして書記官知事に代りて奉迎使を接待し知事の別邸に朝餐の饗応をなしたり。

一行は案内に依て馭象場を縦覧す。該場は巨材を以て埒を結び、毎年交尾の候に際して順養の牧象を率ひて山間に至りて野生の象を誘引して馭象場に欺き入れ、堅く埒を鎖して数象中に就き、良象を択んで余は尽く之を解放する者にして、彼等は其解放せらるゝや、先を争ふて湄南江に投入して濁水を飲み、数日の渴を医する有様は頗る奇観なりと云ふ。蓋し馭象の事は他邦になぎのとして暹羅特色なり。晚波院の離宮は洋風の築造にして其規模頗る宏壯輪奐一見人目を驚すに足る。室内の裝飾には、金銀瑠璃金剛翡翠玳瑁等の寶石を用ひ燦爛赫奕人をして応接に暇まあらざらしむ。実に宇内の珍器宝物を蒐集して、人生の豪奢を極むる者と謂はざる可らず。暹国全体の富の程度に比すれば、或は権衡を得ざるの感なき能はず。英人の暹国に対して垂涎三尺豈に其故なしとせんや。

奉迎使一行は、離宮構内内務次官の別邸に於て、次官より昼飯の饗を享く。配膳頗る丁寧を極めたるを以て、一行は意外の満

足して三時四十分の汽車にて盤谷府に帰れり。愛知阿の旧趾は禾黍離々一も目を寓するに足る者なし。

○宮中陪食

十八日午後二時、各奉迎使は稲垣公使と共に宮内省より廻はざれたる三台馬車に乗り、宮中に伺候したり。則ち宮内文部外務三大臣は奉迎使を出迎ひ、待合の間に導き、暫時休息の後暹羅王寢殿に御し玉ひ、各奉迎使に対して握手の礼を行はせられて自ら先導して食堂に入り玉ひたり。陪食の榮に与りたるは稲垣公使及奉迎使外随行長南條文雄師一人にして、他の十一名は暹国政府の親王及文武官なり。暹王は日本仏教の万歳を祈り、併せて各奉迎使の健康を祝し玉へり。食事中は庭前に絶へず囁きたる天樂を奏し、又大団扇を揮ふて涼風を送り、賓客をして薄暑の苦悩を覚へざらしめたり。食了りて、別室に於て珈琲を賜はり、而して暹王より日本仏教各宗へ対して金銅の仏像（長三尺計）一体を賜はりて勅せられて曰く。「此仏像は暹羅特有の鑄造にして印度に非らず。支那に非らず。純然たる暹羅の仏像にして一千年前の古仏なり。現時鑄造の技術を失ひたれば、今之を鑄造せんと欲するも復た得可らず。是れ我邦の重宝なり。願くは他日、日本に於て仏骨安置の殿堂出来せば、此仏を御前立として安置せられんことを望むのみ。」と懇勲に各奉迎使に對して握手の礼を行ひ、海陸万里帰路恙なきを祈ると勅し玉ひて各奉迎使は退出せり。

正使大谷光演師へ對して、別に金銅の仏像一体（長一尺計）を

賜はり、又各奉迎使に対しては紀念章四枚を賜はりたり。一個は青銅にて、二個銀製他の一個は金製なり。各表面には仏像を彫刻せり。(別記の如し) 文部大臣より各奉迎使并に随員の僧侶に対して仏像一体宛贈与せり。外務大臣よりも各奉迎使へ贈品ありと云ふ。

○公使館夜会

是夜、稲垣公使は各奉迎使及随員其他暹羅政府の文武官并在暹羅の公使領事貴婦人等百有余名を招きて夜会を開き、軍樂を奏し、暹羅の優伎を演じ、日本の烟火を打揚げて余興を助け、立食の饗応あり。主客歡を尽して深更に及て散す。蓋し該会は仏骨奉迎使の爲めに開くものに似たり。

○奉迎使出立

十九日午前十時、奉迎使日本公使館に集まり、文部省より廻はされたる小蒸気船に搭じ、稲垣公使夫婦及文部大臣秘書官等同船して湄南江を下り、河口に碇泊せる独逸船「マラーツト」号に移れり。在暹日本人は勿論文部大臣自ら来りて奉迎使の一行を送れり。而して「マラーツト」は午後二時汽笛と共に抜錨して湄南江を離れたり。奉迎使一行盤谷府滞在は僅か一週日なれども、朝参訪問応請待賓疫病を畏れず、炎熱を憚らず日夜奔走して殆んど寢食に遑まらざりき。又暹羅政府は接待官を附して名勝旧跡に案内して、奉迎使一行をして十二分の満足を与へたり。如此き取扱ひも毫も国賓と異なる所なし。暹羅あらざれば、安んぞ仏教徒に対して如此優待厚遇するの国あらんや。而

して稲垣公使の周旋尽力の行届きたる結果亦与りて其多きに居るとは云はざる可らず。

奉迎使一行は廿四日間、新嘉坡に着し、仏蹟参拝は都合ありて之を見合せ、大谷前田日置の三奉迎使は仏骨を供奉して直に帰朝の路に就き、藤島師は本山の命に依り一行に別れて、来九月初旬巴里に開ける万国宗教歴史会に参会の爲め欧州の鵬程に上れり。

明治三十三年七月

积尊御遺形奉迎事務所

仏教各宗派御中

○同御奉迎法要施行順序左に

法要施行順序

- 一 法要施行の種類を分て左の五種とす
- 一 上陸会は明治三十三年七月長崎着港の翌日より二日間、同市に於て之を行ひ、十五日長崎御乗船、十六日航海中十七日神戸御上陸。
- 一 同十七日午後零時三十分大阪梅田停車場御着。直に天王寺に御入。
- 一 拝迎会は明治三十三年七月十八日大阪天王寺に於て一日間之を行ふ。
- 一 奉迎は明治三十三年七月十九日京都大谷派本願寺に於て之を行ふ。
- 一 仮奉安会は明治三十三年七月二十日より三日間、京都大仏妙法

院に於て之を行ふ。

一 拝瞻会は明治三十四年四月八日より同五月十五日まで京都大仏
妙法院に於て之を行ふ。

一 上陸会及拝迎会の執行の際、該地方附近の各宗派僧侶は総て出
勤するものとす。

一 仮奉安会法要執行の順序は左の如し

第一日 天台宗各派、臨濟宗各派、黄檗宗、曹洞宗、

第二日 真言宗、日蓮宗、時宗、華嚴宗、真言律宗、法相

宗、

第三日 浄土宗西山派、真宗各派、融通念仏宗、

一 拝瞻会法要の執行は毎日一座とし、各宗派輪次之を施行す。宗
派連合して法要を施行するも妨げなし。

一 上陸会及拝迎会を執行する地方僧侶は宝輿発着の際、適宜の場
所に於て奉送迎をなすべきものとす。

一 仮奉安所奉安中の御供養

一 一ヶ月を一期とし各宗派毎に一期宛、抽籤を以て輪次奉仕
し、当番宗派は適當の者を精撰し二名以上常任せしめ、其止
むを得ざる場合には他へ依托することを得。

二 雇員及び費用に関する事項は別に之を定む。

以 上

明治三十三年七月 积尊御遺形奉迎事務所

○同御遺形長崎御着港以来、順路神戸大阪を経て京都仮奉安所へ
御着の模様等は、既に其都度各新聞紙上に掲載これあるを以て、今

はこれを略し、単に宗都奉迎の行列図及び参列員心得を左に掲ぐ。
积尊御遺形各所行列之図

- | | | | | |
|--------|-------|----------|--------|----------|
| ○先払 | ○六金色旗 | ○空也堂 | ○兵装学生 | ○法服用宗学生徒 |
| ○各宗派講中 | ○六金色旗 | ○空也堂 | ○兵装学徒 | ○法服用宗学生徒 |
| ○各宗派講中 | ○各団体 | ○金閣不動講社員 | ○明暗教会員 | |
| ○真言律宗 | ○華嚴宗 | ○法相宗 | ○融通念仏宗 | ○時宗 |
| ○日蓮宗 | ○三門徒派 | ○誠照寺派 | ○山元派 | ○出雲路派 |
| ○木辺派 | ○興正派 | ○仏光寺派 | ○高田派 | ○大谷派 |
| ○木辺派 | ○興正派 | ○仏光寺派 | ○高田派 | ○大谷派 |
| ○曹洞宗 | ○黄檗宗 | ○永源寺派 | ○円覚寺派 | ○大徳寺派 |
| ○東福寺派 | ○建長寺派 | ○妙心寺派 | ○南禅寺派 | ○建仁寺派 |
| ○東福寺派 | ○建長寺派 | ○妙心寺派 | ○南禅寺派 | ○建仁寺派 |
| ○相国寺派 | ○天龍寺派 | ○西山派 | ○真言宗 | ○真盛派 |
| ○相国寺派 | ○天龍寺派 | ○西山派 | ○真言宗 | ○真盛派 |
| ○天台宗 | ○六金色旗 | ○天童子 | ○各宗管長方 | ○総理 |
| ○天台宗 | ○六金色旗 | ○天童子 | ○各宗管長方 | ○総理 |
| ○楽師 | ○仏旗 | ○旗幢 | ○幡幢 | ○奉迎旗 |
| ○楽師 | ○仏旗 | ○旗幢 | ○幡幢 | ○奉迎旗 |
| | | | | ○奉迎正使 |

○奉迎旗
○奉迎使
○奉迎使随行
○各宗門跡

○各宗派本山住職
○各宗派重役
○官員
○名誉職員

○新聞記者
○各宗派僧侶
○各団体総代
○各宗派講中

参列員心得

一 明治三十三年七月十九日午前八時五十分釈尊御遺形京都停車場御着。直に大谷派本願寺に於て御休憩。此の間諸員参拝、同午後一時同寺御発輿。烏丸通を北へ五条通を東へ伏見街道を南へ七条通を東へ大仏妙法院仮奉安所へ御奉安し鎮座後、各管長方始め一同焼香拝礼の事。

一 列に加はる僧侶は其の宗派の規定せる正服を着用し、僧侶以外の参列者は羽織袴上下又は「フロックコート」着用の上。

一 参列者は総て靴又は草履の事。

一 徒歩者は総て二列の事。

一 馬車又は人力車用意の分は一列の事。

一 参列者は総て大谷派本山内指定の場所へ同日午後零時三十分参集せらるべき事。

右

明治三十三年七月

釈尊御遺形奉迎事務所

日本大菩提会報告該会本部より左の通信ありたり〔明治33年8月1日 第八十七号〕

一 日本大菩提会発会式は、明治三十四年四月八日、本部に於て之を挙行し、発会式に関する事項は別に之を定む。

一 覚王殿の起工式は明治三十四年五月十五日妙法院に於て之を挙行し、其の起工式に関する順序は別に之を定む。

右

明治三十三年七月

日本大菩提会本部

教主釈迦牟尼世尊御遺形奉迎航運日乗〔明治33年8月1日 第八十七号〕（拙稿「日置黙仙と忽滑谷快天よりみた仏骨奉迎」（愛

知学院大学教養部紀要）第61巻第1号）に掲載

奉迎使の帰朝〔明治33年8月1日 第八十七号〕

本宗より特派せられたる御遺形奉迎使日置黙仙和尚并に遂行員忽滑谷快天和尚は、各宗諸奉迎使と共に七月十一日無事長崎へ到着致され、各地の歓迎を受け順次御尊輿に奉侍して、同十九日に西京仮奉安所へ着泊致されたり。

奉迎特派員〔明治33年8月1日 第八十七号〕

七月十五日御着輿奉迎の為め特派を命せられたる本宗管長御代理北野元峰和尚并に随行員田村顕孝和尚は、大阪市まで出發遊ばされ、同地にて奉迎の為め出張せられたる各宗派管長と共に御参輿

を奉迎し、参列の上十九日西京まで御奉送続いて仮奉安御法会を随喜致され、廿五日帰東復命為成らる。

日置黙仙師〔明治33年11月1日 第九十三号〕

嘗て本宗仏骨奉迎の使命を奉せられたる同師には、帰朝後一日の閑暇無く普く諸方の請に依じて往化せられつゝ、有るが、特に先月二日より山形県下の懇請に依じ小塚仏宗師外三名の随行を従へて、最上地方に巡化せられたり。即ち同五日より最上郡新庄町長泉寺に於て仏骨遙拜式及び三役（戊辰西南日清）戦死者の追弔会を執行し、續て戒会啓建あり。同十一日完成上堂了て、直ちに同地有志者の請に依り、郡会議事堂に於て法話あり。十二日稲舟村如法寺に於て教会法話あり。十三日より京塚多福院戒会啓建了つて、二十日二十一日は山形市羽陽仏教会の爲め、前日は禅学講話、翌日は暹羅紀行談あり。二十三日は米沢市興道会の請に依り、同市議事堂に於て法話せられ至る処、頗る盛会にして教化極まりなく洪益衆民を潤せり。本月五日は遠州掛川町是真会の請により、昼夜二席の法話ありたり。尚ほ本月十六日よりは能本山再建に關し、貫主御代理として三重県下へ巡化の筈なり。

仏教各宗派管長会議〔明治33年12月1日 第九十五号〕

前号に於て、仏教各宗派管長会議に本宗管長代理として弘津説三師出張の旨豫^{あすけ}て報じ置きたりしが、今該会の模様並に議決事項の概要を全師より聞き得たるまゝを報道すべし。之れより先き帝

国第十四議會に宗教法案否決せし善後策の爲めに、本年二月中京都妙心寺に各宗派大会を開設し、該会の決議にて天台宗中村勝契、臨濟宗各派代表者瑞岳惟陶、曹洞宗弘津説三、真宗大谷派和田円什、真宗仏光寺派有馬憲文、浄土宗西山派靈群諦全、日蓮宗田村豊亮の七師を委員に撰挙し、宗教制度調査会事務所を東京に開設し、本年八月十五日より九月三十日まで該所に於て該制度調査に従事せしめ、其後十月廿九日より引続き十一月八日まで京都建仁寺に於て、更に再応周密なる調査を為し、其結果の報告を兼ね進んで制度の審議を尽さん爲め、十一月九日より京都妙心寺に於て仏教各宗派管長会議を開設することゝなりぬ。当日出席管長及び代理者は総数三十五名なりと。今其重なる方々は左の如し。

真宗高田派管長代理日野法雷。融通念仏宗管長代理黒田覺州、永源寺派管長代理伊藤宗昌、曹洞宗管長代理弘津説三、大谷派管長代理和田圓什、西山派管長代理吉良亀峰、東福寺派管長代理林泰嶺、誠照寺派管長二條秀源、東覚寺派管長泉秀明、真言宗管長代理岡本慈航、真言律宗管長代理岩本元隨、建仁寺派管長代理後藤文震、仏興寺派管長代理有馬憲文、大徳寺派管長代理小堀宗長、妙心寺派管長代理前田誠節、大谷派委員大伴秀諦、誠照寺派委員永田正教、妙心寺派委員稲葉元厚、時宗委員河野良心、本妙寺委員泉春慧、天台宗彦阪湛照、天龍寺派高木台嶽、大谷派松岡秀雄、大谷派土屋觀山、妙心寺派委員池田澤州、建仁寺派委員瑞嶽惟陶

の各師にして着席の後、正副議長の撰挙を為し、真宗誠照寺派管

長二條秀源師、議長に妙心寺派前田誠節師、副議長に当撰せられ、^{一〇} 而て前記七名の調査委員より八月中旬以来前日まで調査に従事したる結果を報告し、併せて該委員諸師の意見として、該制度の調査事業たるや実に重大問題にして調査の度進行するに従て、愈々困難を來たし、十分精細なる調査を為さんとするには、今後一ケ年間の時日を要する旨陳べられ、参考として委員諸師が調査に対する寛書なる一の草案を配附し、其他調査中に発見したる新事実をも併せて陳弁せし後、一同退参したり。翌十日は前日に引続きて審議討論なし。十一日は休会、十二日は前々日の事項を研究なし、種々討議の結果、左項の決議をなしたり。

第一項 政府及貴衆両院議員に対し、今期議會に別紙の理由に因り宗教法案を提出せられざることを希望するの請願書及陳情書を呈すべし。但し右文書の起草及提出の手續は従来の調査委員に全部を委托すること。

前項委員の外本会に於て議長の指命に依り、更に二名の委員を増加す。

第二項 各本山其門末に対し、前項の趣旨を諭示すべし。但し文案は前項委員に依託す。

第三項 総代管長方は従前の通り継続を願ひ、更に増加したる委員選出の二宗派管長方は調査委員に宗教制度調査研究を囑托せらるること。

第四項 宗教法案は明治三十四年九月三十日限り調査の完結を期すること。

但し調査方法は委員に依託し、各宗派は更に対宗教法意見書を作り、同年五月三十日限り委員手許に送附すること。

第五項 応急の手續として別紙調査委員の起草に係る宗教法案に対し、各宗派は意見を付し、本年十二月二十日限り調査委員の手許に送附を為すべし。

十三日には前日の決議事項に就き、種々将来の運動方針上打合を為し、引続き大菩提会会監惣代会議の決議に成立したる要点を本会に提出して、各宗列席諸師の協賛を求むることとし、菩提会々則改正案を調査委員に附托することに決したり。議長は各宗委員中より弘津説三、前田誠節、北周周篤、日野法雷の四師を調査委員に指名し、尚ほ菩提会理事中より三名互撰し、七名の委員を置くこととなせり。其他宗教制度調査に就ては東京に該事務所を置く、西京には該支部を設置することを議決し、全く妙心寺に於ける今回の各宗派管長會議を結了したりといふ。因みに記す。東京にては去月廿五日各委員諸師集合し、第十五議會に於ける宗教法案提出延期請願及び大菩提会事業等の為め協議会を開設し、爾來引続きて該務に従事せられつゝあり。

釈尊御遺形奉迎〔明治34年1月1日 第九十七号〕

旧臘十四日、廿日の両度、芝公園第十一号地三番日本大菩提会支部に於て、釈尊御遺形を今春東京へ御奉迎の為め準備委員会を開設し、東京各宗派委員参列諸般協議せられたり。本宗委員としては北野元峰、北越具戒、福田有法の三師、其の任に当らるゝよ

し。

釈尊御遺形拝瞻会〔明治34年4月15日 第一〇四号〕

本月八日以来、京都市に於て修行しつゝある釈尊御遺形拝瞻会大
法要に就き、明十六日越本山貫首猊下御臨場の予定なりしに、猊
下には御親化上己むを得ざる事情相生し、尚ほ又頃日御法体御微
恙のよしにて、御臨場御見合となり、当時大坂地方御巡錫中の能
本山貫首猊下御臨場あらせらる委細は次号に報道すべし。

大日本菩提会発会式〔明治34年5月1日 第一〇五号〕

同会発会式は、去十八日午前十時より大仏妙法院仮奉安殿に於て
挙行さる。会長村田寂順師表白文を朗読し、暹羅公使は同国語を
以て祝辞を朗読し、前任職北條周篤氏之を翻訳し、その他各派の
管長高僧の祝文並に仏骨奉迎正使大谷光演師の祝辞代読名誉会員
総代貴甚之助氏の祝辞あり。理事長小栗憲一氏の事務経過を報告
し式を終へたるが、此式に列したるは前記人々の外同会重役、各
地方員、支部長、特派員等出席し渡邊子、京都、奈良両府県知
事、各高等官、京都市長、名誉職員、京坂各新聞記者等無慮数百
名なりと。

仏舍利拝瞻会〔明治34年5月1日 第一〇五号〕

日本大菩提会は去八日を以て、初日法要を執行せり。当日は天台
宗及び同真盛派の当番にして、天台座主大僧正坊城皎然師大導師

となり。衆僧五十名を率ゐる同宗派最要の大法要なる法要三昧を修
し、養源院より奉安殿へ輿に乗じて入場せり。其の行列は先仏、
青侍、小結に続く大衆、中童子、正童子、持幡童子、衆人、從
僧、弟子、布衣、空也堂大衆等奏樂につれ練り出し、一時妙法院
に入り、昇堂宸殿に着座し法要了ると共に、空也堂大衆庭儀の空
也踊念仏を営み、全九日第二日目より二十八日まで各宗日割順に
随ひ、厳かに勤修されたり。而して九日目は我曹洞宗の当番に当
るを以て、総持寺貫首猊下の御出頭にて十六日午前十時より厳修
遊ばされたるか。其御模様の様しきは別項の宗門彙報にあり。就
て見られよ。

能本山貫首猊下〔明治34年5月1日 第一〇五号〕

西有穆山禪師には去月十六日、京都大仏妙法院に執行致し居ら
る、釈尊御遺形拝瞻法会に御臨場遊ばされ、本宗当番法会を奉修
在らせられたり。今其次第を報道せんに、禪師には前日午後二時
十八分、京都停車場に御到着遊ばされ、拝瞻会本宗委員有澤香
庵、広内黙咲、古川清林、同事務員山口寿山、東京派出員森道
本、府下寺院惣代月橋院住職、同地滞在台灣布教師足立普明、市
内附近各寺院及び市内本宗御用商人等の歓迎を受けさせられ、随
行長秋野孝道、随行員久我尾順孝外一名を引率して、二ノ宮町正
面下ル藤本別邸に御投宿遊ばされたり。翌十六日午前十一時、同
所より設けの馬車に搭せられ、有澤、広内の両委員先導にて二十
余名の僧侶信徒を伴ひ妙法院式場へ赴かせられ、大菩提会総裁村

田寂順僧正の御饗応にて茶菓淨齋を受けらる。午後一時に至れば、雷鼓三会にて御上殿、献茶湯法語、楞嚴行道にて嚴肅に法会を親修遊ばされたり。当日日本宗寺院の随喜者九十余名にて、京都三号支局よりは取締山崎古嶽氏寺院を引率し、大阪一号支局よりは取締北山絶三氏所轄寺院を誘導して出勤せられ、京都一号二号の支局よりも五十余名上京随喜せられ、各宗交番法会中未曾有の盛会にてありしと、法会了るや各宗管長懇親会開設の予定なりを以て、四五名も出席し居られたれば、禪師には寸暇なきを以て出席致し兼ねる旨を御挨拶して本宗随喜寺院に拝謁仰され、鄭重なる御挨拶を述べさせられ、直ちに宿所へ御立寄りの上、四時三十分御東上遊ばされたり。奉送者は前日より尚ほ多かりしと。

覚王殿建立の催促〔明治35年8月15日 第一三六号〕

暹羅国皇帝より仏骨を分贈せられたる以来、既に二ヶ年を経るも、未だ覚王殿建立に至らず。同帝には時々稲垣公使に向て御下問ある趣きにて、両三日前同公使より真宗各派管長に対し、速に建立の運に尽力ありたき旨依頼ありたりと云ふ。

大菩提会の拡張演説〔明治35年8月15日 第一三六号〕

尾張国愛知郡の牧野村なる真宗説教所にては、去月八日の午後一時より、又西春日井郡中小田井村の臨濟宗東雲寺にては十日の午後一時より、何れも本会の旨趣を拡張して覚王殿の建設を迅速ならしめんが為に大演説会を催せしに、右両所の出席者は早川見

龍、藤井一朗、足立圓靈、加藤嶺梅外数名にて各溢る斗りの熱誠を以て滔々演説せられし為に、頗る信徒の全情を惹きたるのみならず、該地に於ける本会の前途は頗る有望の見込ありと云ふ。

覚王殿建設地問題に就て〔明治35年10月1日 第一三九号〕

八月下旬以来各宗派管長会議を京都に開設したりしが、建設敷地の京都と名古屋との両派に分れたりし為めに一時停会して、委員は両地の比較調査を為し、去月二十五日、更に管長会議を開設せられたり。詳細は次号に報道すべし。本宗よりは管長代理日置黙仙師、委員弘津説三師、全有澤香庵師とも引続き出席、諸般職務に尽力せられつゝあり。因みに記す。暹羅国皇太子殿下には、十一月には御来遊有之旨公電ありしやにて、其筋にては夫々御歡待の準備中なりといふ。

覚王殿建設問題と各宗派管長会議〔明治35年10月15日 第一四〇号〕

本誌前号所報の如く、同問題は建設地が京都と名古屋との二派に岐れ、二週日余の休会を為し、其間に比較調査委員を設け、両所を實際に調査して其結果、本月二日更に各宗派管長会議を開設することとなりしも、両派の運動愈々激烈にして容易に決定すべくもあらず。僅に委員会を開きたるのみなりしも、種々協議の結果、去る十二日、建設地は名古屋に決定したりと。詳細は次号に報道す。这回本宗派管長代理としては日置黙仙師、委員としては弘

津説三、有澤香庵、広内黙咲、近藤疎賢等の諸師出席す。尚ほ頃日、新聞紙上に両派の主張説を掲載ありしにより、左に転載することゝなしぬ。

○覚王殿問題京都派の主張

京都派の主領前田誠節師の談に曰く。大菩提会の事業は之を分て二とす。一は即ち覚王殿の建設にして、二は即ち之に伴ふ諸種の事業なり。之に伴ふ諸種の事業とは、其の中の二三を挙げれば各宗の統一的事業にして、即ち仏教大学の如き慈善感化事業の如き是れなり。第一は、全く信仰的施設に属して大聖釈迦仏の徳を報ぜん為め、其の遺形を奉安供養するものなり。而して其の第二の随伴事業に至りては、随伴とは云へども其の実我々が遠く遺形を暹羅に迎へて之を我国に奉じたるもの、其の真意単に遺骨を殿内に安置し、四時の供養、朝夕の読経を以て満足せず。之を一の機会として、従来紛々たる仏教各宗派を統一し、随て統一的事業を起して大に仏日の晃輝を計り、因て世界的仏教たらしめんとするに在り。所謂南北仏教の連絡を通して、区区たる東洋の孤立を一転して、其の範圍を拡大するを以て、寧ろ遺形奉迎の真意と為すなり。然れども、是れ順序としては覚王殿建設の後に來るべき問題にして、先づ差当りては遺形奉安の靈殿を起し、供養礼拝するの場所を定めざる可らず。然るに、京都は諸本山の所在地にして、又仏教の中心地たるを以て朝夕供養礼拝の崇敬を尽すに於て、最も便宜あるは勿論、一方信男女の参拝上より見るも、地方上京の慣例便利は之を京都以外の地に比して、固より同一の論に

あらず。之に因て是を觀るに、遺形奉安の第一着、菩提会事業の第一たる覚王殿建設の地が必ず京都たらざるべからざる理由は今更喋々を待たざる所にして、畢竟名古屋派など中途に飛出たればこそ、或は京都と何れが適当なりや、^{など}杯比較調査の必要も起りたれ。其れより以前に於ては、覚王殿建設地の京都たる事は不言不語の間に万人の齋敷認識する所にして、京都以外に競争の現はれんことは、実に何人も意外とする所なりしなるべし云々。(京都新聞)

○覚王殿問題名古屋派の主張

名古屋派の主領弘津説三師の談に曰く。我々が名古屋説を主張するに至りたる理由は、ただ一つ。曰く実力問題、これ抑も御遺形を奉迎してより既に三年、此間大菩提会は何事を為しつゝありしか。全国に會員並に寄附金を募ると称し、空数十万以上の負債をこしらへ、種々の失態を出したる外何等見るべきの成績一として之れあるなし。現に本年一月調査せし所にては、会の負債は八万円なりしに、六月には早く既に十万八千円となれり。而して一方、寄附金の募集はと云へば、僅々二千円に満たず。是等は帳簿上明瞭なる事実なるが、斯る有様にては之を奈何んぞ。数十万円の殿堂を建設するの見込みありと云ふを得んや。我々をして到底見込みなしと断言せしむるも亦余儀なき次第なり。是れ独り我国仏教の不面目なるのみならず、暹羅に對する当時の事情より考ふるも、幾分国家の態面にも関する事なり。左ればこそ、先きには外務省通商局長の注意するあり。近くは過日、山座政務局長の通

知を受けたり京都が、以上の如く冷淡極まる態度を座視するに忍びずして起りたるは名古屋派なり。名古屋の仏教有志者は、覺王殿問題の解決は結局実力に待たざるべからざるを思ひ、愛知県下に於ける二十五箇所の期成同盟会事務所に於て、第一期に募集したる収入確実の寄附金額四十九万円余、第二期には更に五十余万円を増加して総額百万円に達せり。此の百万円は、我々の再三調査して確実と認めたるもの決して一時の空言虚声にあらず。而して、万一予定期限内に募集し能はざる時は他の有志者、即ち服部、吉田諸氏が飽迄責任を以て引受けんとの事を誓言せり。所謂名古屋派の熱心実力は此の如し。而して京都側は如何と見るに、名古屋説の勃興に余儀なくせられ、今日漸くにして森田某の二十万円寄附の申込みありたるが、是も最初の間は純然たる寄附なりと明言せるにも拘はらず、頃日に至り、俄に寄附の名義を取消し、一時立替へと云ふ事に訂正せり。而も本人森田某が果して如何程の資力あるものなるかは、我々が親敷調査したる所によれば、遺憾ながら信を置に足らず。要するに覺王殿建設は事実問題なり。空論空議の能くすべきに非ざる上に、京都には現に各宗本山の并立するあり。必ずしも同殿の必要を認めず。況や仏教弘通の本意より云へば、広く地方の信仰を開拓して、遍く辺鄙を利益するに在り。空海が高野を開き、日蓮が身延を相し、承陽大師が永平寺を創立したるが如く、皆此意に外ならず。名古屋は今や四通八達の中心地として、固より辺鄙にあらずと云へども、此地に同殿を建設する事は、蓋し事誼に適せるものにして、且一日も速

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

に此の目的を達する捷徑なり云云。(京都新聞)

覺王殿建設地問題の決定 (明治35年11月1日 第一四一号)

各宗派管長会議に於ける本問題の主点たる京名両派の紛争は、愈其熱度を高め、本紙前号所報の如く、去月十二日は其決勝点に達し、論戦数時間に涉り、又もや小田原的評定を以て日送りを為さんとしたりしも、終に四十番(弘津説三師)は既に交渉に交渉を尽しあるに、猶斯の如く中途にして席を起ち去り、又は欠席を為が如きは頗不徳義なり。議事はドシク進行すべしと述べ、六十番(蕪城賢順師)之に賛成し、無記名投票を以て採決することと為り、三時開票を為したるに、投票総数三十八にして名古屋の三十七票に対し、京都は一票にて、大多数を以て名古屋に決定し、会議は茲に結了したり。京都派の一票は融通念仏宗管長清原亮善師の投票なる由にて、名古屋に投票せしは、左の三十七名なりと。

真言宗長者長宥匡○真言律宗管長西大寺長老佐伯泓澄○天台宗管長代理石堂晃純○天台宗真盛派管長代理小泉智運○真宗木辺派管長代理足利義蔵○法相宗管長代理松田弘学○大谷派管長代理井沢勝詮○曹洞宗管長代理日置黙仙○華嚴宗管長代理筒井覺聖○建長寺派管長代理柴崎雄船○西山派管長代理加藤觀海○時宗管長代理足利灌柔○円覚寺派管長代理武田達応○大谷派委員一柳智成○西山派委員靈群諦全○真言宗委員小川光義○天台宗真盛派委員加藤映空○華嚴宗委員雲井春海○曹洞宗委員鈴木雄

峰○同弘津説三○天台宗委員伊達高真○大谷派委員白尾義夫○真言律宗委員植村悟龍○時宗委員河野良心○真言宗委員土宜法龍○曹洞宗委員平野大仙○融通念仏宗委員清原賢静○法相宗委員千早正朝○建長寺派委員糸井達岩○真言宗委員瀧見常○天台宗委員赤松円麟○円覚寺派委員細川義典○曹洞宗委員有澤香庵○西山派委員小松龍真○天台宗委員木村観順○大谷派委員蕪城賢順○大谷派委員木曾琢磨

本問題は、前記の結果にて一瀉千里の勢を以て決定したりしも、京都派は飽迄も該決議を否認し名古屋派に対戦せんと意気込み、已に位置決定後に於ける本問題は茲に再燃の有様となり、本宗管長代理日置黙仙師、委員弘津説三師は是非円満なる協商を為さんとして奔走せられつゝあるよしなるも、本稿小切に察するまでは未だ其好結果を齎し来らざりし。尚本問題に対する両派の衝突論旨の本尊たる決議無効に関し、其新聞の掲載したる両派の弁疏を参考の為に掲ぐることにす。

●京都派の否認理由

京都派が覚王殿問題決定を否認する理由は、元來各宗派会は出席議員八十四名にて成立するものに、過日の決議は三十八名を以て過半数となし、而も名古屋派は開会以前に欠席届を出したる十三名を議員総数外となせしは明白の事実にして、且つ当日議長より議員中に資格消滅者ありしと宣告せしを聞かず、仮令宣告ありたりとするも同会議は同盟宗派を待つて成立する者なれば、単に出

席頭数の多寡に依り、列席宗派の多少を問はざるは、正しく同盟宗派の円満を無視する野心的行動たるや知る可きなり。加之ならず、妄りに管長の行動に倣ひ、自己の代理を設けて他人を出席せしめ、前後の言責を曖昧にし党派頭数の多きを求め、議事規則の不完全に乗じ、有ゆる手段を以て宗派の円満を破壊し、京都派の欠席退席を待て一味の連中のみにて不穩当の決議をなし、尚議長は開会後差出したる欠席届を握り潰す等、悉く不当の処置なりといふにありとか。

●名古屋派の主張

京都側が頻りに決議無効を主張するに對し、名古屋側は如何なる意向を有するかと聞くに、同派の主領弘津説三師は曰く、元來京都側の無効説を唱ふる唯一の理由は、決議当日の出席議員数が総数八十四名に對して過半数に満たざると云ふに在るも、其は間違ひなり。何となれば、今回の宗派会に付て最初より公然欠席を届出たるもの及び無届欠席のもの本派本願寺を初め天台寺門派、臨濟永源寺派、真宗出雲寺派其他木辺仏光寺の両派が僅に一名づゝ出席して、他は欠席したる等を合して、都合十三名の議員は当初よりの欠席者にして、是は当然総数八十四名中より控除すべきを以て、残り七十一の正半数は三十五人強となる。然る時は決議当日一名に對する三十七名は、無論過半数にして即ち議事規定の第四条「会議は議員過半数出席するに非ざれば開会する事を得ず」又同第十二条「議案の決議は出席議員過半数に依る」とあるに準じ

たるものにして、此間毫も間然すべき余地を存せず。而して右議事規則は、既往十年來各宗會議の度毎に依用したるものにて、大菩提会々議も之れに依りたるものなれば、此の規則に適應したる決議の有効なるは云ふまでもなし。殊に決議前に新たに九名の委員を選び、調査委員と合して十八名となし、五日間休会して各自意志の疎通を計りたる結果、六ヶ条の報告を造り、且又菩提会の会則をも修正し十分妥協したるにも拘はらず、当日其場に臨みて退席したる杯は徳義上穩当と云ひ難し。若し今日の如く相争ふては到底際限なく、遂には再び外務省の注意を受け、他人の仲裁を待て折合ふに至らば、仏教各宗の面目は全然潰れたるものとなるべく、積尊在天の靈は果して如何ん。我々は飽迄決議の遂行を期すると同時に、成るべく穩和の手段によりて妥協すべく、目下これが為め京都側と交渉中なり事を法庭に訴へんなどは以ての外にして、我々は斯く迄墮落せる事実を世間に発表するを好まざるなり。

●本問題に關する局長の照會文、

暹羅国皇太子殿下、来る十二月御來朝に付、外務省政務局長より覚王殿土地調査委員会へ照會ありしことは伝聞せしが、其全文左の如し

拝啓来る十二月暹羅国皇太子殿下御來朝可被遊に付ては、先年同国国王陛下より御贈与に相成候。積尊御遺形は速に各宗管長各座下に於て、適當の地所御選定の上御奉安相成、同陛下に對し満足を与へられ候様希望致候。此段得貴意候。敬具

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

九月十六日

外務省 山座政務局長

●正誤。 仏教各宗派管長委員御中

前号所報各宗派管長會議本宗委員広内黙咲とあるは、鈴木雄峰の誤植につきこゝに正誤す。

大菩提会々々監会〔明治35年11月15日 第一四二号〕

覚王殿建設問題京名両派の軋轢よりして、去月十二日の決議案も將に水泡に帰せんとしたりしが種々交渉を重ね。去る五日、大菩提会々々監会及各宗派會議は妙法院に於て開會す。議事に先ちて正副議長の選挙を行ひしに、出席総員三十二名に對し、二十七票の多数を以て興聖寺門跡華園澤称師議長に、二十票にて真言宗土宜法龍師副議長に當選して、一時休憩、三時開會、議長は書記をして左の議案を第一より第七迄を朗読せしむ、

一 本年十月各宗派會議に於て決定したる大菩提会の改正会則を承認するの件。(第一号)

一 正副会長の辞任を認容し、更に改選の上三日間内に新旧事務の引継を為すの件。(第二号)

一 積尊御遺形は十一月十五日、名古屋市に奉遷するの件。(第三号)

一 御遺形奉遷に關する諸般の事務は、大菩提会新役員に於て担任するの件。(第四号)

一 大菩提会本部は諸般の事務を整頓し、御遺形奉遷と共に名古屋

屋市に移転するの件。(第五)

一各宗派に於て門末一般に、本年十一月十五日を以て大菩提会の事業に翼賛すべき旨諭達を發するの件。(第六)

一御遺形奉送迎は、各宗管長以下各宗派当路者等も之に従事するの件。(第七)

第一号議案に付ては、弘津説三師より出席三十二名は過半数にして有効なりやに付て質問あり。番外前田師有効なる旨を答へ、書記は村田、前田正副会長の辞表を朗読し、六番、廿五番、十七番等の間に二三の押問答ありしが、結局六番の説会省略確定議と爲すの發議に続々賛成ありて、之に決し第二号議案に移りて、是亦異議なく確定し、次に第三号議案に移りて三十五番より十五日名古屋に奉遷するに付て、負債は其れ迄に整理の始末付くや。万一御遺形は本部と共に名古屋に移転し後に負債のみ残る如き事ありては迷惑なり云云との質問あり。番外一番及び十七番より決して斯る事なし。一切の事務(負債を含む)は十五日の前日、即ち十四日迄に悉皆整頓せしむべければ安心あれとて、同案も同時可決確定し、他の四、五、六、七号議案とも二三の質問ありたるのみにて一瀉千里の勢ひを以て、悉く原案通り確定したり。此時午後四時、次で二十九番より前正副会長に感謝状を呈すべしとの建議出でたるも、議長は一旦休憩を命じたり。右にて過般来、左して宗教界の一問題として八ヶ問敷かりし仏骨問題も全く名古屋派の希望通りに決定して円満無事に局を結ぶに至りたるは、各宗派の態度至極穩当なりと云ふべし。既に議案は悉皆議了したるに就

き、昨十四日迄に名古屋派の主任者服部小十郎外二氏の責任たる十三万六千余円の会債は悉く現金を支払ひ、又改正会則に據り部長の曹洞、日蓮、真言、天台宗及び大谷派、妙心寺派より各一名選出する事となり、評議員九名は右六宗派より各一名の外、融通念仏、浄土(西山派)、真言、律、法相、華嚴、時宗の各宗派より一名、臨濟(妙心寺を除く)及び黄檗宗より一名、真宗(大谷派を除く)より一名を選出し、理事は以上部長及び評議員の選出なき他の宗派より三名、俗人より三名を出し、会長副会長選挙に就いては、豫て交渉もありしことゝて大谷光演師を会長に、曹洞宗日置黙仙師を副会長に選挙し、日置師は直に承諾したるも、大谷師は目下東上中の事なれば、華園澤称、土宜法龍の両師より通知する事とし、仏骨は当分名古屋大谷派別院内へ安置し、大菩提会本部をも同所に設くる事に決したり。尚仏骨送迎の日取は、来る十五日と定めあれども、九州行幸の陛下御還幸の都合により、二三日延期するに至るやも知れずと云ふ、曹洞宗よりの部長は弘津説三師を任命したる由。同宗管長猥下より大菩提会本部へ通牒せられたり。

告示第三十四号(明治35年12月1日 第一四三号)

全国末派寺院

明治三十三年当局甲第六号ヲ以テ普達セシ 教主釈迦牟尼世尊御遺形ハ、京都市ニ仮奉安ノ処、各宗派協商ノ上本年十一月十五日愛知県名古屋市ニ奉遷シ、同市附近ニ浄園ヲ撰択シ、覺皇殿ヲ建

設スルノ目的ヲ以テ日本大菩提会本部ヲモ同市ニ移シ、直ニ該建築ノ起工ヲ企画セリ。依テハ切ニ此拳ヲ随喜シ、道俗自他均シク丹精ヲ傾瀉シテ布金ノ淨業ヲ植ヘ、永ク白毫ノ恩徳ニ霑被スヘシ。
右告示ス。

明治三十五年十二月一日

曹洞宗務局総 務 麻時 舌溪
曹洞宗務局総 務 石川 素童
曹洞宗務局庶務部長 大仏 輔教

暹羅皇太子御來遊に就て〔明治35年12月1日 第一四三号〕

稲垣駐暹公使より頃日、某所に達したる書翰によれば、暹羅国皇太子殿下には愈々来る本月第二週日を以て、我国御到着の御予定にて、我皇室を始め奉り政府に於ても懇篤に待遇あるべきは勿論なるも、殿下には御幼少より専ら英国の教育を受けさせられたることゝて、其御氣質全く英国貴紳の美風を備へさせられ、随ひて我国民の歓迎等に対しては一層御感得あらせらるゝ事に付、我国民一般に於ても充分歓迎の意を表せられんこと希望に堪へず。殊に刻下暹羅国に於ては、親厚なる盟兄国として本邦に信賴するの傾向を呈しつゝあり。此際我国民の殿下に対し、奉る歓迎振如何は暹国宥司の最も注意を怠らざる所なるべく、延ては此国賓歓迎の一事が日暹両国間將來の關係に著しき効果あるべきは疑ふべからざる所に付き、此点に留意して一般歓迎方遺憾なき様取計らは

れたしといふに在りて、尚暹羅国皇帝陛下の御名代として皇族御一名は殿下奉迎の爲、巡洋艦マハチャクリ号にて本邦迄御渡航の儀決定し居れりといふ。

大聖釈尊御遺形名古屋市に奉遷す〔明治35年12月1日 第一四三号〕

去月五日、京都妙法院内に於ける大菩提会監会及各宗派會議々決の結果、予定の如く去月十五日午前六時三十分、京都妙法院なる仮奉安殿を出て、八時四十分七条発別仕立の汽車にて各宗の管長代理以下多数僧侶供奉して名古屋に向ふこととなり。左れば奉送の爲め花火を打揚ぐるなど其混雑一方ならざりしが、斯く一路滞りなく午後一時三十分、名古屋なる笹島停車場に到着するや、御遺形は一応構内に設けありたる仮殿に奉安し、暫時休憩の上暹羅公使は輦輿の前に、又大谷光演師は其後に供奉し、多数の僧俗更に其前後を圍繞して順路裏門前町なる万松寺の仮殿に入りたり。爾後引続き一週間内は、各宗派交番に御遺形仮奉安の法要を勤修せり。曹洞宗は同十七日、法要当日なるにより午後二時より曹洞宗寺院住職二百名、同宗第三中学校学生、雲納百八十余名参拝し、豊川閣妙嚴寺住職福山黙童師管長代理として大導師となり、遺教経を誦し大法要を営み、法要の前後に於て早川賢龍、近藤疎賢の法話ありたるが、当日は別に同宗の吉祥講員二千余名参拝して堂内立錫の余地なかりし。尚ほ法要の前後に参聴社よりの奏楽ありたり。各宗法要の順序日割は十六日天台宗、十七日曹洞

宗、十八日日蓮宗、十九日は真宗、二十日は浄土宗西山派、二十一日は臨済宗、黄檗宗、二十二日は真言宗各派にて、孰れも午後より各法要を営み頗る盛大なりしといふ。

○福山黙童師 同師は別項報道の如く、大聖釈尊御遺形奉迎並に本宗法要修行等につき本宗管長御代理とし出張せられたり。

日本大菩提会通信 (明治36年2月1日 第一四七号)

愛知県海東郡の津島町は、戸数殆んど三千余戸を有する郡中第一の都会なるが、去月十五日の午後一時よりは同町の瑞泉寺を会場に充て、会員募集の大演説会を催せり。今こゝに其概況を記せば、釈尊御遺形の十一月十五日を以て名古屋市に奉遷されてより以後は、同県に於ける仏教信徒の熱情は頗る昂りし為にや。同日の演説には三里もしくは五里の道路をも遠しとせず。続々聴衆は推掛て、聽て定刻に達する頃には、席場の内外は人を以て充滿せられ、殆んど寸隙の余地をも余さざりし程の群集なりしが、予定の時刻に達するや驚 恵證氏は簡単に開会の辞を述べ、続て高木義答、大野美恵丸の両氏は各一場の演説をなしたる後、大菩提会本部より特に出席されし常在特派使の早川見龍和尚は、満場の拍手に迎えられ徐ろに演壇に現れ、滔々説き出すこと殆んど二時間余に渉れる長演説なりしが、満場斉しく感に打れて、何れも袖に随喜の涙を濺がさるものは無かりしと。最後には本部の会計部長たる中村勝契和尚は、尤も慎重なる態度を以て演壇に上り、大菩提会本部を代表して一場の挨拶をせられし時の如きは、サシにも

広き場の内外は寂寥水を打たる如きの有様にて、其殊勝なる状態は到底筆舌の尽す所には非ざる程にてありし。仍て当日は、即座に申込たる寄附金の額は約五千円に近きに達したるを見て、該地に於ける仏教信徒の気焔の高きと、又その演説会が如何に盛況なりしかを想見するに足ぬべし。

弘津説三師の出張 (明治36年4月15日 第一五二号)

全師は日本大菩提会要務の爲め、去る一月以来名古屋市所在同会本部に出張を命ぜられ、要件打合せ等の都合にて両三回帰局せしも、目下同会委員会の西京に開設せらるゝ為め、本月二日より上洛会務に従事せられつゝありといふ。

覚王殿敷地決定 (明治36年5月1日 第一五三号)

大覚王殿敷地撰定に就ては、去月中京都に於て撰定会議開設の結果、愈々愛知県愛知郡田代村月見坂に決定し、別項の如く日本大菩提会より曹洞宗務局に通牒せられたり。其通牒書の写は左の如し。

肅啓 本月十二日、京都に於て覚王殿敷地選定委員会を開き、弥該敷地は県下愛知郡田代村加藤敬二等の寄附に係る土地月見坂十二万七千坪余に決定し、去十七日発表致候間、此段及御通知候也。

明治三十六年四月十八日

曹洞宗務局御中

日本大菩提会本部

覚王山日暹寺建立許可の通牒（明治36年11月1日 第一六五号）

名古屋市裡門前町日本大菩提会副会長日置黙仙師より、本宗管長森田悟由禅師宛下へ宛。日暹寺建立其筋より允許に相成りたる由。通牒せられたり。又今回稲垣公使暹羅国へ帰任に付、同国宮内大臣へ宛同国皇帝陛下へ上奏文を委託したる由。其文写如左。

日本仏教各宗派管長等謹テ一書ヲ裁シ、大暹羅国皇帝陛下ニ伏奏ス。去ル明治三十三年六月十五日恩頒ヲ忝フセシ。釈迦牟尼仏ノ御遺形并ニ金像仏ヲ奉安ノ為メ、今回尾張国名古屋市附近田代村ノ勝地ヲ撰テ奉安殿ヲ建築スルコトニ決定シ、既ニ日本政府ノ許可ヲ得テ寺号ヲ覚王山日暹寺ト称シ、奉安護持シ、永ク貴国皇帝陛下恩頒ノ慶ヲ不朽ニ伝ヘ以テ、仏教各宗派及ビ信徒等報恩謝徳ノ意ヲ尽サントス。伏シテ願クハ閣下此ノ意ヲ諒シ、貴国皇帝陛下ニ可然御執奏アラントヲ望ム。茲ニ下名等ハ謹テ閣下ニ敬意ヲ表ス。

大日本帝国

明治三十六年十月二十日

仏教各宗派管長連名

暹羅国宮内大臣閣下

摺澤少将と日暹寺本尊仏（明治37年12月1日 第一九一号）

今般名古屋に於て、新に建築せられたる釈尊御遺形奉安殿覚王山日暹寺本尊釈迦牟尼仏の金像は、御遺形奉迎の砌、暹羅皇帝陛下より覚王殿本尊物として賜りたる者なるが、右の聖像は今を去る七百年前、同国がラオス征伐の時獲せるものにして、殆んど千

曹洞宗の「宗報」における仏骨奉迎の記事について

余年前に於ける鑄造の古仏なれば、以来同皇室に於ても一増敵に尊重せられつゝ、有りしと云ふ。然るに今回日暹寺新に成るに当り、紀念として信徒に分与する為め、此れが摸形を鑄造し其の一体を日置黙仙師より稲本某に托し、嘗て師の門に参ぜられたる北海道第七師団参謀長大佐摺澤静夫氏へ贈られけるに、氏は今や方に出征の途に上らんとするに際し、囂らず此の靈像を拝瞻せることは此上無き吉兆と感歎措く能はざる所へ不思議なるかな。其の翌日に至り、忽ち其の筋より少将に昇進の電報到来し併せて第○旅団長として○方面へ出征の命に接せられければ、一同誠に奇異の思に堪へず。是れ偏へに仏徳不思議の感応なるべしと称讚極まり無し。況んや彼の靈像は如来降魔の座相にましませば、氏は弥々以て歓喜の念に堪へず。是れぞ我が向ふ所、必勝期すべく怨敵悉く降伏し、やがて、仏日と共に国輝を宣揚せんこと疑ひ無しと勇ましく出陣せられたりと云ふ。則ち氏より日置老師への礼状左の如し。

（昇進前日出）

稲本帰旭の際、御恵与の仏像正に落手仕候。小生今方に出征の途に就かんとするに臨み、不図も大偉人の姿を拝し、冥加至極に奉存候中、略切角御自重為国家為戦捷特に御尽力奉祈候。早々拝具

十月二十三日

摺澤静夫

日置黙仙老師

稲本氏よりの通信

（前省）摺澤様には其翌二十四日の夕方、其筋の電報にて少将に御昇進第○旅団長として○方面に出発相成る事に御座候。

十月二十九日

稲本安三郎

一金二千五百円

同 六年度

日置黙仙殿

积尊御遺形奉安宝塔建築費寄附金支出ノ件〔大正2年12月15日

第四〇八号〕

积尊御遺形奉安宝塔建築費寄附金支出ノ件、曹洞宗議會ノ協賛ヲ
経タリ。依テ茲ニ之ヲ発布ス。

大正二年十二月十五日

管 長 森 田 悟 由

総務心得 冲 津 元 機

庶務部長 栗 木 智 堂

教学部長 青 山 物 外

人事部長 有 田 法 宗

財務部長 有 田 法 宗

宗令第七号

积尊御遺形奉安宝塔建築費寄附金支出ノ件

第一条 宗務院ハ、覚王山日暹寺积尊御遺形奉安宝塔建築費ニ金
一万円ヲ寄附ス。

第二条 前条ノ寄附金ハ大正三年ヨリ向四箇年賦トシ、年々左記
ノ金額ヲ宗費予算歳出臨時部ニ編入ス。

一金二千五百円 大正三年度

一金二千五百円 同 四年度

一金二千五百円 同 五年度